

あだちの特別区税

令和 7 年度実績概要

令和 8 年 9 月

区民部 課税課・納税課

目 次

I	特別区税の概要	1
1	歳入に占める特別区税の割合	1
2	歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
II	各税の実績	3
1	特別区民税	3
(1)	合計収納額・合計収納率の推移（現年課税分＋滞納繰越分）	3
(2)	合計収納額・合計収納率の23区比較	4
(3)	納税義務者数の推移	5
(4)	課税標準額段階別納税義務者数	6
(5)	非課税者数	7
(6)	ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
2	軽自動車税（種別割・環境性能割）	10
(1)	徴収実績の推移	10
(2)	調定額・収納額（種別割・現年度分）の23区比較	11
(3)	種類別決算台数の推移	12
3	特別区たばこ税・入湯税	13
(1)	特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
(2)	特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
(3)	入湯税	13
III	収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1	徴収強化の取組み	14
(1)	期限内納付の促進	14

(2) 分かりやすい情報発信	14
(3) 口座振替の利用促進やスマートフォン決済アプリによる納付方法 の拡大	14
(4) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等	14
(5) 休日相談の実施	14
(6) 夜間電話催告の実施	15
(7) 区外転出した滞納者に対する調査	15
(8) 納付案内センターの活用	15
(9) 財産調査・差押えの強化	15
2 令和7年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績	15
(1) 令和7年度特別区民税・軽自動車税（種別割）滞納整理実績表	16
(2) 差押え・公売の状況	18
(3) 納付案内センターの稼働状況 （特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税実施分）	19
(4) 徴収方法別収納状況	20
(5) 口座振替による特別区民税（普通徴収）収納額等の推移	21
3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果	22
(1) 検税期間	22
(2) 扶養調査	22
(3) 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正	22
(4) 事業所への給与支払報告書の調査	22
(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査	22
(6) 再裁定年金に係る調査及び更正	22
(7) 事業所課税不明申告書調査	22
IV 資 料 編	23
1 税金の種類（国税・地方税別）	23

2	特別区税の納付について（足立区に納める税）	24
3	特別区税の税率・税額	25
	（1）特別区民税（個人住民税）	25
	（2）軽自動車税	25
	（3）特別区たばこ税	27
	（4）入湯税	27
4	令和7年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	28
5	税証明書発行状況	29
	（1）発行手数料別税証明書発行件数	29
	（2）発行元別税証明書発行件数	29
6	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付書等送付用封筒 の広告収入	30
7	令和7年度「あだち広報」掲載実績	31
	（1）課税課	31
	（2）納税課	32
8	令和7年度施行の税制の改正点	33
9	課税課・納税課の組織と事務分掌	34
10	足立区内税務機関	39

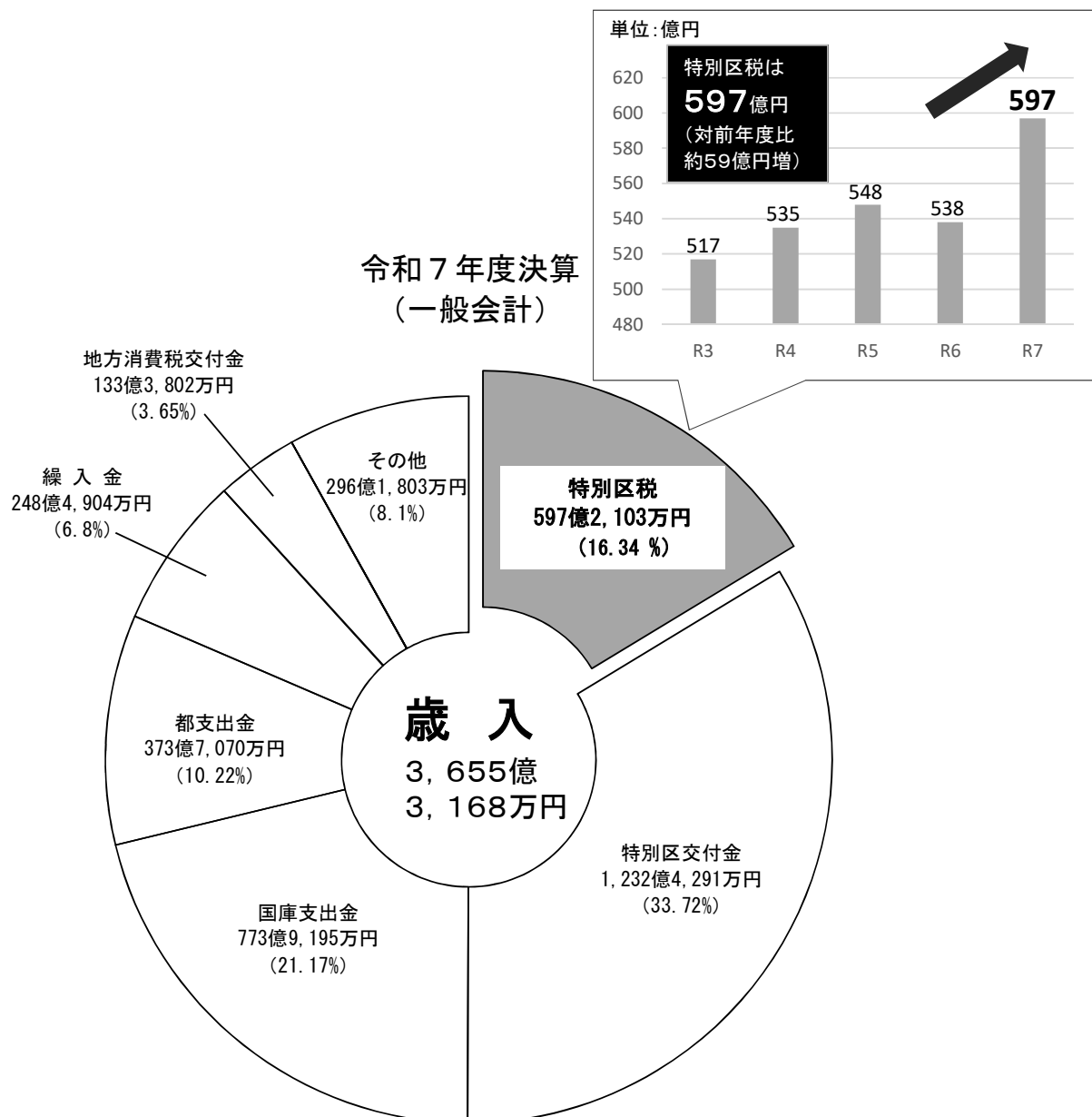
巻末資料……………第四次足立区滞納対策アクションプラン（特別区民税
 収納率向上3年計画）令和7年6月～令和10年5月
 区民部納税課作成

I 特別区税の概要

1 歳入に占める特別区税の割合

令和7年度の足立区の収入は3,655億3,168万円となった。
そのうち特別区税の収入は597億2,103万円(対前年度比約59億円増)で、
約16.3%を占めている。

増収の要因は、特別区民税の定額減税の影響による減収の解消(約29億円)と
納税義務者数の増加(令和7年度389,980人、対前年度+11,493人)によるもの。



特別区税について、令和7年度決算額と令和6年度決算額を比較すると、
約59億円の増となった(11%増)。

2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）

（単位：千円、％）

区分	歳入科目	自主 財源	依存 財源	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度 構成比
一般財源	特別区税	○		51,669,587	53,545,141	54,825,528	53,777,841	59,721,026	16.34
	地方譲与税		○	1,071,872	1,096,670	1,091,566	1,098,002	1,114,671	0.30
	利子割交付金		○	127,495	168,414	196,828	272,326	501,008	0.14
	地方消費税交付金		○	15,484,700	16,392,257	16,216,302	16,980,949	18,338,017	5.02
	ゴルフ場利用税交付金		○	2,055	2,577	2,553	2,755	2,758	0.00 (0.0008)
	自動車取得税交付金		○	2	50	8,132	3,773	5	0.00 (0.000001)
	環境性能割交付金		○	238,259	280,148	304,286	407,697	319,282	0.09
	地方特例交付金		○	716,154	744,157	659,248	3,694,832	584,148	0.16
	特別区（財政調整）交付金		○	104,235,049	111,610,532	112,740,738	116,281,714	123,242,906	33.71
	交通安全対策特別交付金		○	81,276	76,358	72,732	71,677	68,711	0.02
	配当割交付金		○	917,006	896,834	1,047,032	1,404,011	1,509,098	0.41
	株式等譲渡所得割交付金		○	1,122,331	689,397	1,124,346	2,050,773	2,268,388	0.62
	計			175,665,786	185,502,535	188,289,291	196,046,350	207,670,018	56.81
特定財源	分担金・負担金	○		2,381,093	2,288,437	2,245,197	2,038,407	1,727,899	0.47
	使用料・手数料	○		4,154,445	4,607,698	4,627,598	4,700,309	4,861,411	1.33
	国庫支出金		○	101,759,913	85,694,267	71,549,268	70,067,135	77,391,951	21.17
	都支出金		○	26,945,631	29,335,616	37,095,185	38,597,403	37,370,700	10.23
	財産収入	○		1,181,062	672,352	1,003,134	696,835	1,377,020	0.38
	寄付金	○		186,896	296,060	254,255	209,485	308,430	0.08
	繰入金	○		30,457,625	22,168,811	16,376,685	26,355,825	24,849,046	6.80
	繰越金	○		5,571,799	6,952,558	7,396,264	8,102,137	6,425,439	1.76
	諸収入	○		3,644,767	3,763,817	3,347,691	3,611,513	3,549,761	0.97
	特別区債		○	188,000	0	0	0	0	0.00
	計			176,471,231	155,779,616	143,895,277	154,379,049	157,861,657	43.19
歳入合計				352,137,017	341,282,151	332,184,568	350,425,399	365,531,675	100.00
自主財源				99,247,274	94,294,874	90,076,352	99,492,352	102,820,032	28.13
依存財源				252,889,743	246,987,277	242,108,216	250,933,047	262,711,643	71.87

（注）一般財源と特定財源の違いは、その用途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

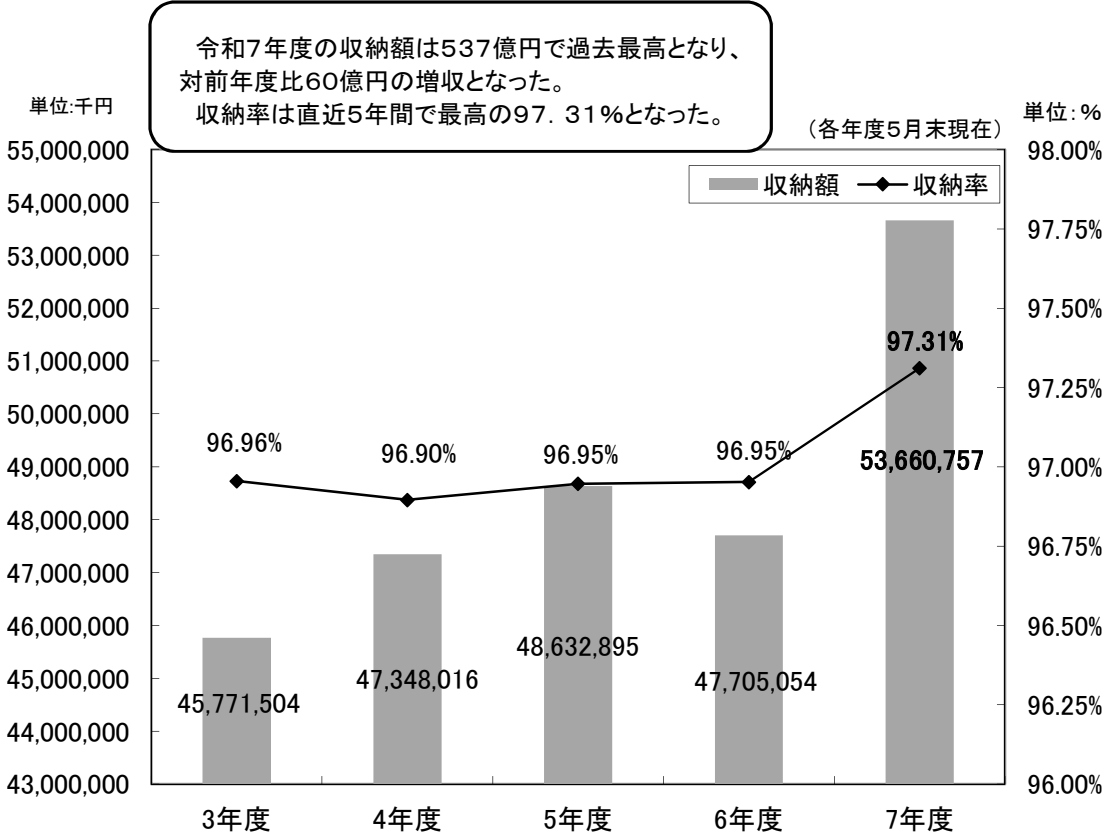
自主財源…区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源…国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

Ⅱ 各税の実績

1 特別区民税

(1) 合計収納額・合計収納率の推移（現年課税分＋滞納繰越分）



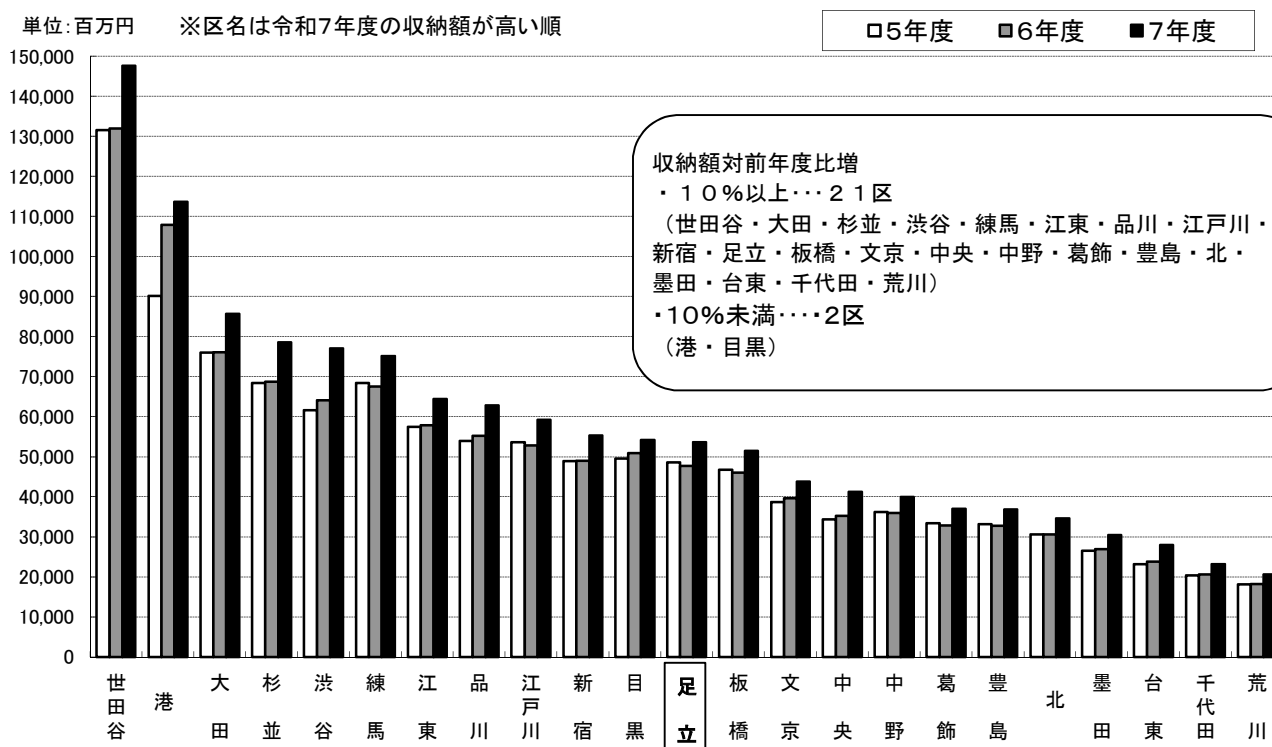
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
3	現年課税分	45,883,927	45,180,133	98.47%
	滞納繰越分	1,324,954	591,371	44.63%
	合計	47,208,881	45,771,504	96.96%
4	現年課税分	47,633,133	46,815,723	98.28%
	滞納繰越分	1,231,775	532,293	43.21%
	合計	48,864,908	47,348,016	96.90%
5	現年課税分	48,835,286	48,088,251	98.47%
	滞納繰越分	1,329,444	544,644	40.97%
	合計	50,164,730	48,632,895	96.95%
6	現年課税分	47,886,977	47,177,195	98.52%
	滞納繰越分	1,317,789	527,859	40.06%
	合計	49,204,766	47,705,054	96.95%
7	現年課税分	53,924,568	53,100,873	98.47%
	滞納繰越分	1,219,314	559,884	45.92%
	合計	55,143,882	53,660,757	97.31%
7年度－6年度(合計比)		5,939,116	5,955,703	0.36P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位: 千円, %)

区 名	5 年度			6 年度			7 年度		
	調 定 額	収 納 額	収納率	調 定 額	収 納 額	収納率	調 定 額	収 納 額	収納率
世田谷	134,112,560	131,474,980	98.03	134,744,631	131,900,450	97.89	150,443,688	147,540,437	98.07
港	92,844,737	90,208,551	97.16	110,678,863	107,864,214	97.46	116,589,385	113,671,875	97.50
大 田	76,849,364	75,969,074	98.85	76,956,456	76,047,063	98.82	86,671,491	85,640,099	98.81
杉 並	70,282,227	68,363,846	97.27	70,528,696	68,704,629	97.41	80,452,013	78,534,304	97.62
渋谷	63,355,362	61,658,074	97.32	65,773,822	64,056,983	97.39	78,765,286	77,053,790	97.83
練 馬	69,419,666	68,363,642	98.48	68,533,534	67,521,514	98.52	76,366,762	75,139,103	98.39
江 東	58,237,667	57,487,909	98.71	58,573,580	57,894,220	98.84	65,313,900	64,423,801	98.64
品 川	54,478,646	54,003,107	99.13	55,611,983	55,178,984	99.22	63,288,213	62,804,863	99.24
江戸川	54,116,250	53,591,625	99.03	53,256,569	52,816,737	99.17	59,613,520	59,170,832	99.26
新 宿	50,213,330	48,921,808	97.43	50,451,586	48,968,608	97.06	56,972,992	55,294,606	97.05
目 黒	50,199,502	49,548,606	98.70	51,415,765	50,884,867	98.97	54,703,581	54,168,260	99.02
足 立	50,164,730	48,632,895	96.95	49,204,766	47,705,054	96.95	55,143,882	53,660,757	97.31
板 橋	48,197,303	46,752,602	97.00	47,369,714	46,034,944	97.18	52,673,362	51,472,971	97.72
文 京	39,127,810	38,699,001	98.90	40,003,197	39,620,282	99.04	44,193,339	43,763,398	99.03
中 央	35,034,779	34,338,011	98.01	36,034,666	35,227,683	97.76	42,099,473	41,257,924	98.00
中 野	37,038,556	36,194,283	97.72	36,741,729	35,921,723	97.77	40,815,773	39,907,763	97.78
葛 飾	34,542,880	33,429,657	96.78	34,001,148	32,896,699	96.75	38,398,598	36,999,090	96.36
豊 島	33,869,236	33,147,595	97.87	33,552,029	32,815,976	97.81	37,527,193	36,847,525	98.19
北	31,153,650	30,630,299	98.32	31,146,344	30,644,509	98.39	35,170,143	34,654,398	98.53
墨 田	26,923,612	26,528,040	98.53	27,336,426	26,991,964	98.74	30,801,058	30,436,432	98.82
台 東	23,895,069	23,205,128	97.11	24,432,441	23,796,071	97.40	28,579,296	27,980,894	97.91
千代田	20,852,961	20,409,573	97.87	21,122,678	20,592,308	97.49	23,675,854	23,214,889	98.05
荒 川	18,413,660	18,113,771	98.37	18,495,010	18,255,428	98.70	20,847,785	20,587,322	98.75
計	1,173,323,557	1,149,672,077	97.98	1,195,965,633	1,172,340,910	98.02	1,339,106,587	1,314,225,333	98.14

(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

(注) 区名は令和7年度の収納額が高い順。

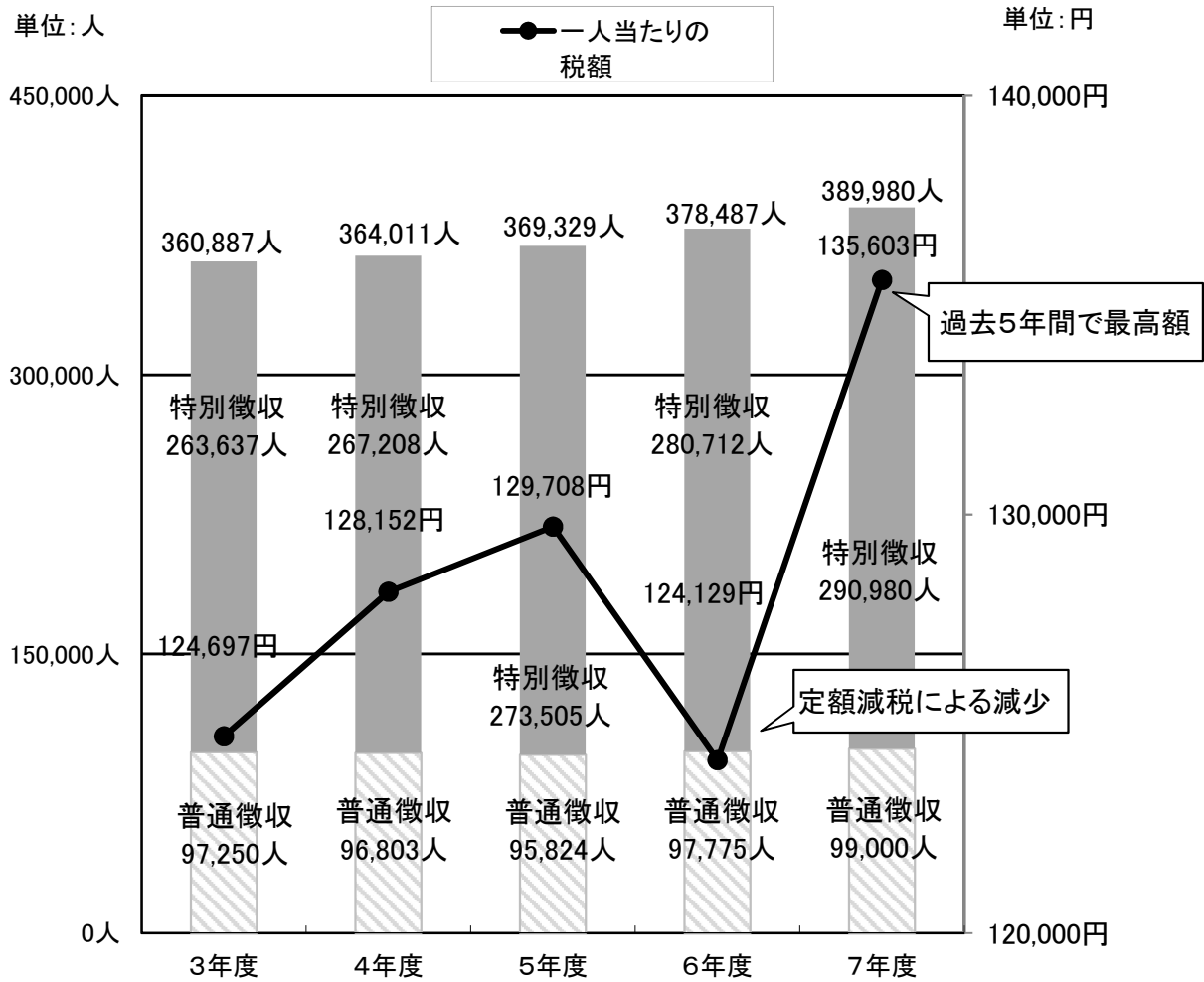
(3) 納税義務者数の推移

納税義務者数は**389,980人**となり、前年度比**11,493人**(※)増加し、過去5年間で最高の人数となった。

(※) 参考 地域別年齢層別 納税義務者増加人数 上位3位

順位	地域名	増加人数	順位	年齢層	増加人数
1	六町三丁目	314人	1	60～69	2,536人
2	六町二丁目	240人	2	20～29	2,394人
3	扇二丁目	223人	3	30～39	2,394人

特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



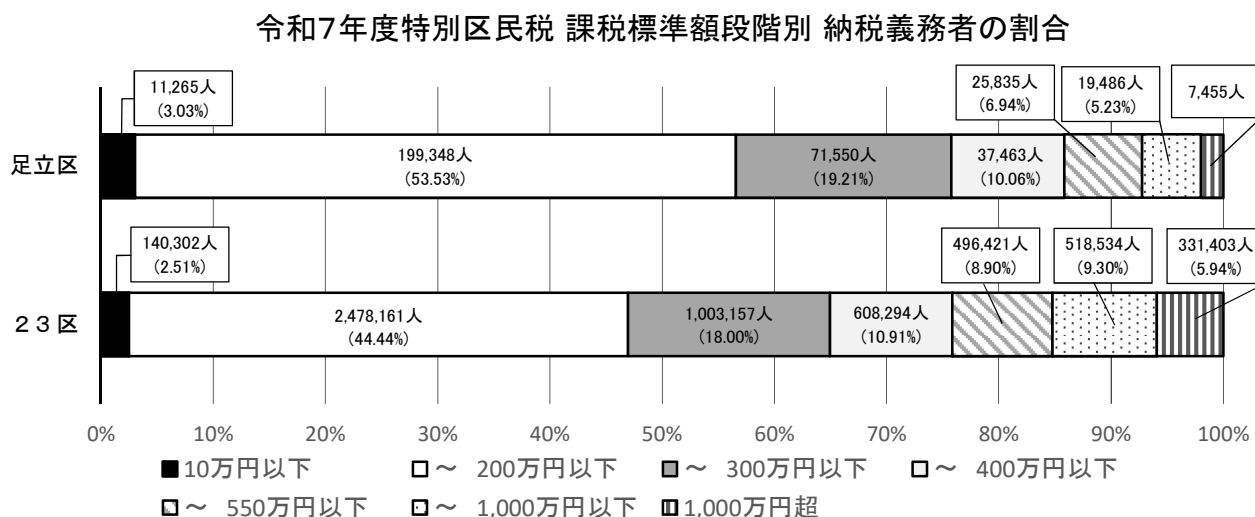
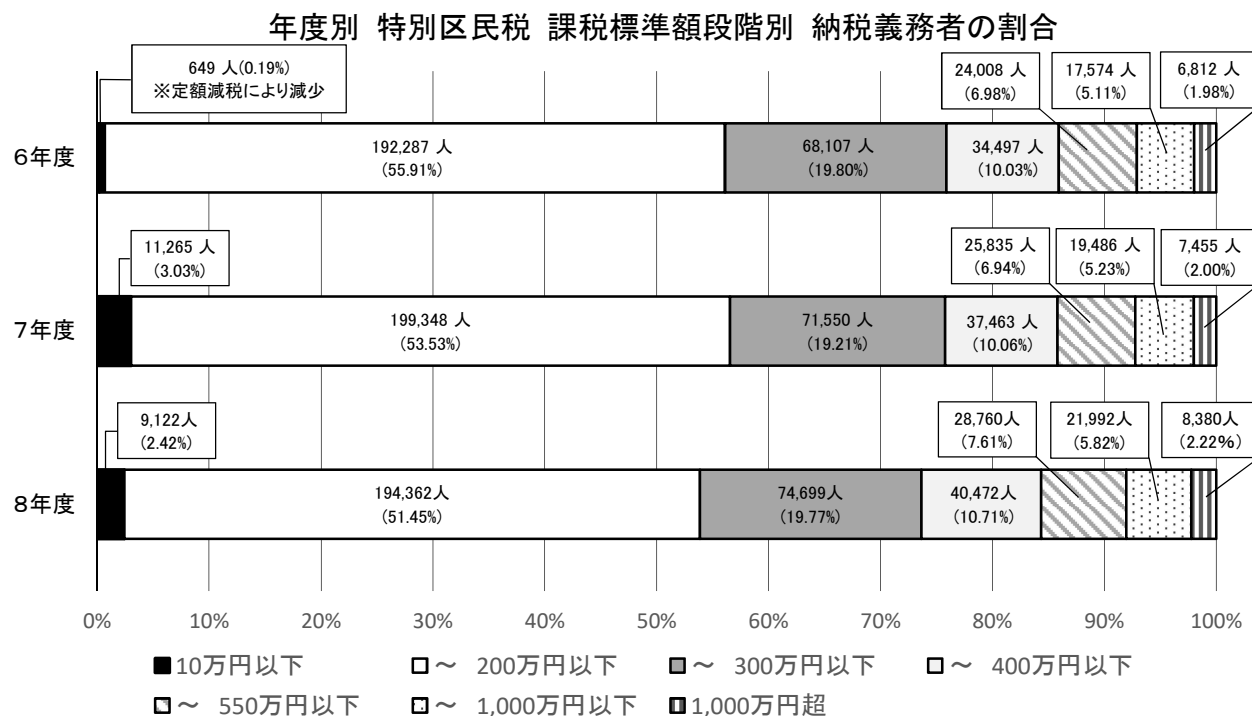
区 分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
納税義務者	普通徴収	97,250人	96,803人	95,824人	97,775人	99,000人
	特別徴収	263,637人	267,208人	273,505人	280,712人	290,980人
	計	360,887人	364,011人	369,329人	378,487人	389,980人
一人当たりの税額		124,697円	128,152円	129,708円	124,129円	135,603円

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

(4) 課税標準額段階別納税義務者数（課税状況等の調より）

課税標準額200万円以下の納税義務者の割合が、全体の半数を占めている。

23区全体に比べ、課税標準額300万円以下の納税義務者の割合が約11ポイント多い。



(単位：人，%)

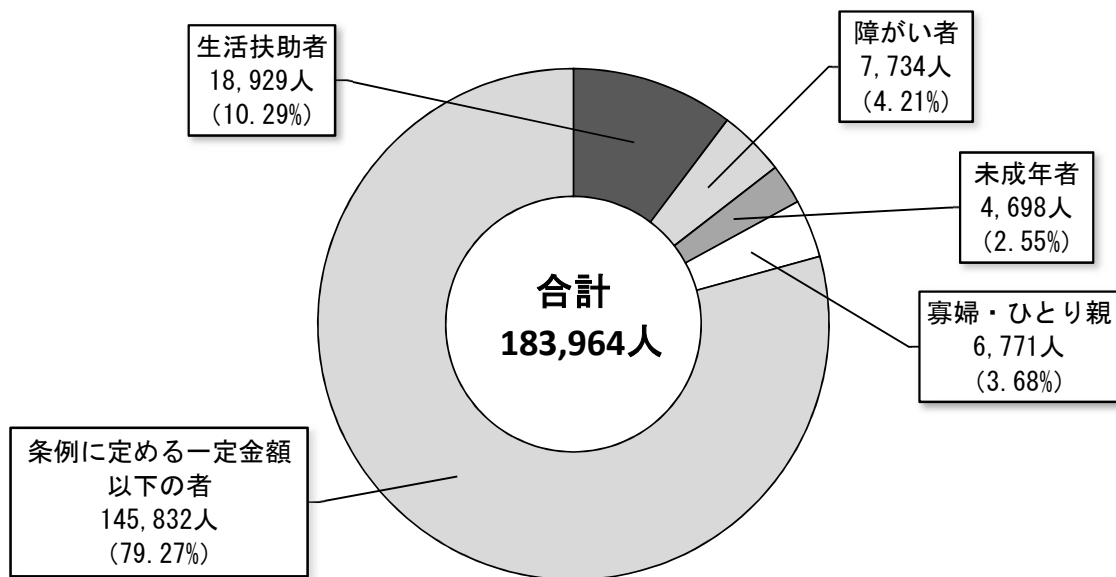
課税標準額の段階	6年度		7年度				8年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	649	0.19	11,265	3.03	140,302	2.51	9,122	2.42
～200万円以下	192,287	55.91	199,348	53.53	2,478,161	44.44	194,362	51.45
～300万円以下	68,107	19.80	71,550	19.21	1,003,157	18.00	74,699	19.77
～400万円以下	34,497	10.03	37,463	10.06	608,294	10.91	40,472	10.71
～550万円以下	24,008	6.98	25,835	6.94	496,421	8.90	28,760	7.61
～1,000万円以下	17,574	5.11	19,486	5.23	518,534	9.30	21,992	5.82
1,000万円超	6,812	1.98	7,455	2.00	331,403	5.94	8,380	2.22
計	343,934	100.00	372,402	100.00	5,576,272	100.00	377,787	100.00

【Ⅱ 各税の実績】

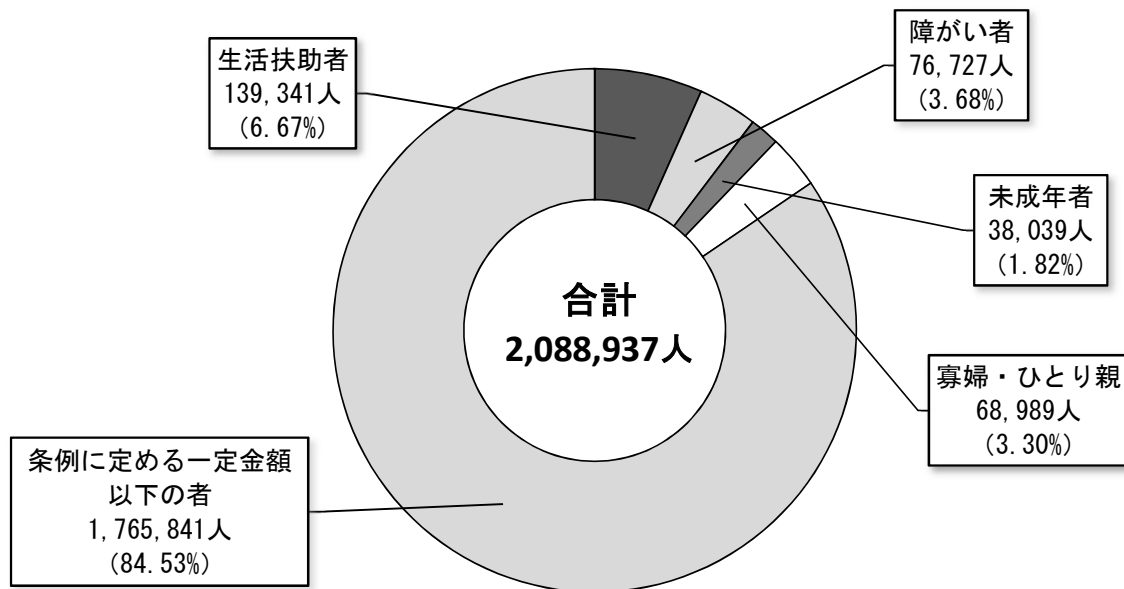
1 特別区民税

(5) 非課税者数（特別区税に関する参考資料：第5表 法第295条による非課税者に関する調より）

令和7年度非課税者区分の割合（足立区）



令和6年度非課税者区分の割合（23区）



※ 7年度の23区実績については、令和8年11月下旬頃に確定する。

足立区

(単位：人，%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
		比率		比率		比率		比率		比率		
非課税者	3年度	20,060	10.44%	7,197	3.74%	10,330	5.38%	7,922	4.12%	146,640	76.32%	192,149
	4年度	19,993	10.43%	7,326	3.82%	9,674	5.04%	7,831	4.08%	146,939	76.63%	191,763
	5年度	19,859	10.28%	7,764	4.02%	3,946	2.04%	7,684	3.98%	153,919	79.68%	193,172
	6年度	19,364	10.30%	7,700	4.10%	4,461	2.37%	7,227	3.85%	149,161	79.38%	187,913
	7年度	18,929	10.29%	7,734	4.21%	4,698	2.55%	6,771	3.68%	145,832	79.27%	183,964

23区

(単位：人，%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
		比率		比率		比率		比率		比率		
非課税者	3年度	142,814	6.69%	73,567	3.45%	102,836	4.82%	70,332	3.30%	1,744,896	81.74%	2,134,445
	4年度	144,248	6.86%	75,213	3.58%	99,123	4.72%	70,885	3.37%	1,712,207	81.47%	2,101,676
	5年度	141,738	6.72%	77,030	3.65%	33,249	1.58%	70,089	3.32%	1,787,250	84.73%	2,109,356
	6年度	139,341	6.67%	76,727	3.68%	38,039	1.82%	68,989	3.30%	1,765,841	84.53%	2,088,937
	7年度	※2										

◎非課税の所得限度額は、障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で合計所得金額が135万円以下の者。

※1 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項及び区税条例第10条第2項の規定により、均等割を課さない者をいう。
 区税条例第10条第2項では、合計所得金額が次の計算金額以下の者に対し、均等割を課しないと定めている。
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10万円 + 21万円$
 ◎本人のみの場合は、21万円は足さない。

※2 7年度の23区実績については、令和8年11月下旬頃に確定する。

6年度 非課税者数の23区比較

(単位：人，%)

区 名	非課税者数	人 口 (R6.1.1)	対人口 比率
千代田	4,435	68,755	6.45%
中 央	32,861	176,835	18.58%
港	46,401	266,306	17.42%
新 宿	71,276	349,226	20.41%
文 京	46,320	232,177	19.95%
台 東	21,775	212,388	10.25%
墨 田	28,909	284,555	10.16%
江 東	122,217	539,108	22.67%
品 川	77,709	408,280	19.03%
目 黒	52,603	279,520	18.82%
大 田	162,065	733,634	22.09%
世田谷	189,965	918,141	20.69%
渋谷	43,793	230,609	18.99%
中 野	79,807	337,377	23.66%
杉 並	106,602	572,843	18.61%
豊 島	59,807	291,650	20.51%
北	82,904	357,701	23.18%
荒 川	55,595	219,268	25.35%
板 橋	144,481	572,927	25.22%
練 馬	174,975	741,540	23.60%
足 立	187,913	693,223	27.11%
葛 飾	122,988	467,000	26.34%
江戸川	173,536	689,961	25.15%
計	2,088,937	9,643,024	21.66%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区 名	非課税者数
1	世田谷	189,965
2	足 立	187,913
3	練 馬	174,975
4	江戸川	173,536
5	大 田	162,065
6	板 橋	144,481
7	葛 飾	122,988
8	江 東	122,217
9	杉 並	106,602
10	北	82,904
11	中 野	79,807
12	品 川	77,709
13	新 宿	71,276
14	豊 島	59,807
15	荒 川	55,595
16	目 黒	52,603
17	港	46,401
18	文 京	46,320
19	渋谷	43,793
20	中 央	32,861
21	墨 田	28,909
22	台 東	21,775
23	千代田	4,435

対人口比率が高い順

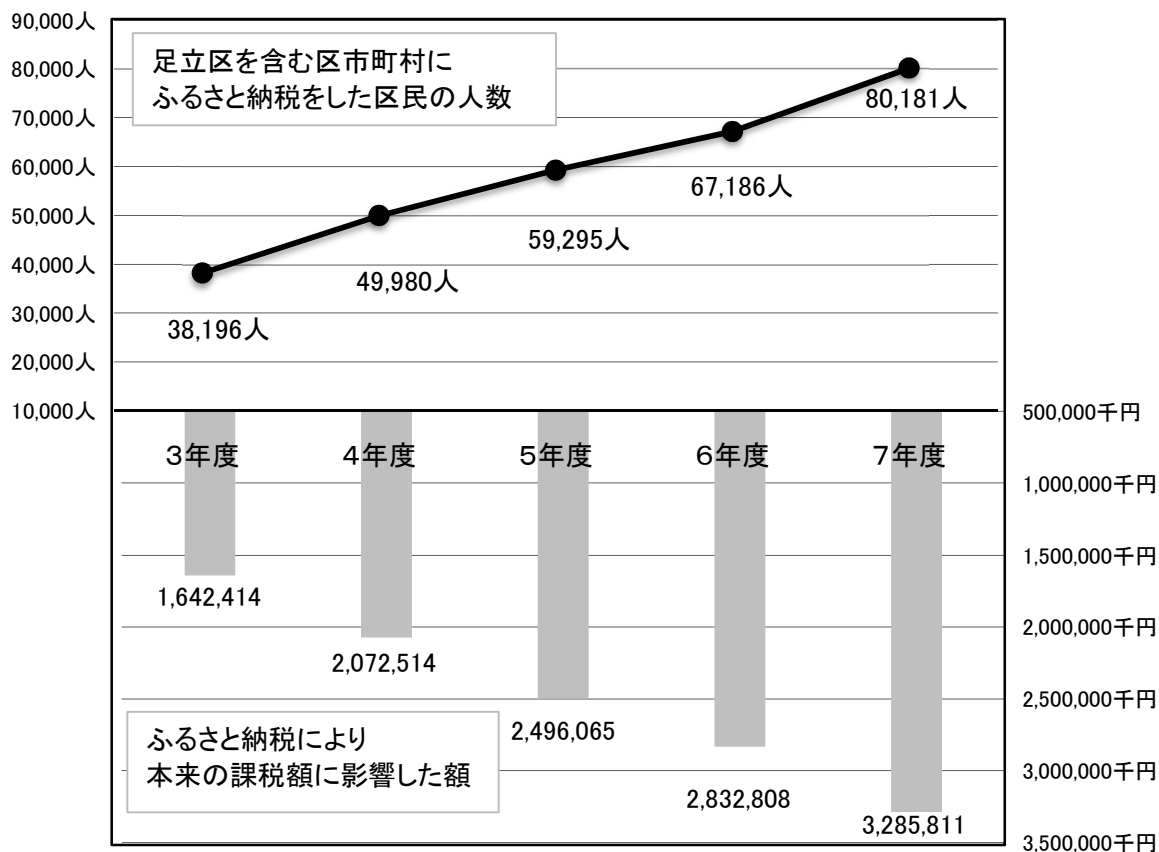
順位	区 名	対人口 比率
1	足 立	27.11%
2	葛 飾	26.34%
3	荒 川	25.35%
4	板 橋	25.22%
5	江戸川	25.15%
6	中 野	23.66%
7	練 馬	23.60%
8	北	23.18%
9	江 東	22.67%
10	大 田	22.09%
11	世田谷	20.69%
12	豊 島	20.51%
13	新 宿	20.41%
14	文 京	19.95%
15	品 川	19.03%
16	渋谷	18.99%
17	目 黒	18.82%
18	杉 並	18.61%
19	中 央	18.58%
20	港	17.42%
21	台 東	10.25%
22	墨 田	10.16%
23	千代田	6.45%

(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）

（課税状況等の調より）

令和7年度の足立区の特別区民税は、ふるさと納税により、
本来の課税額と比較して約33億円のマイナスの影響を受けた。

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



（単位：人、千円）

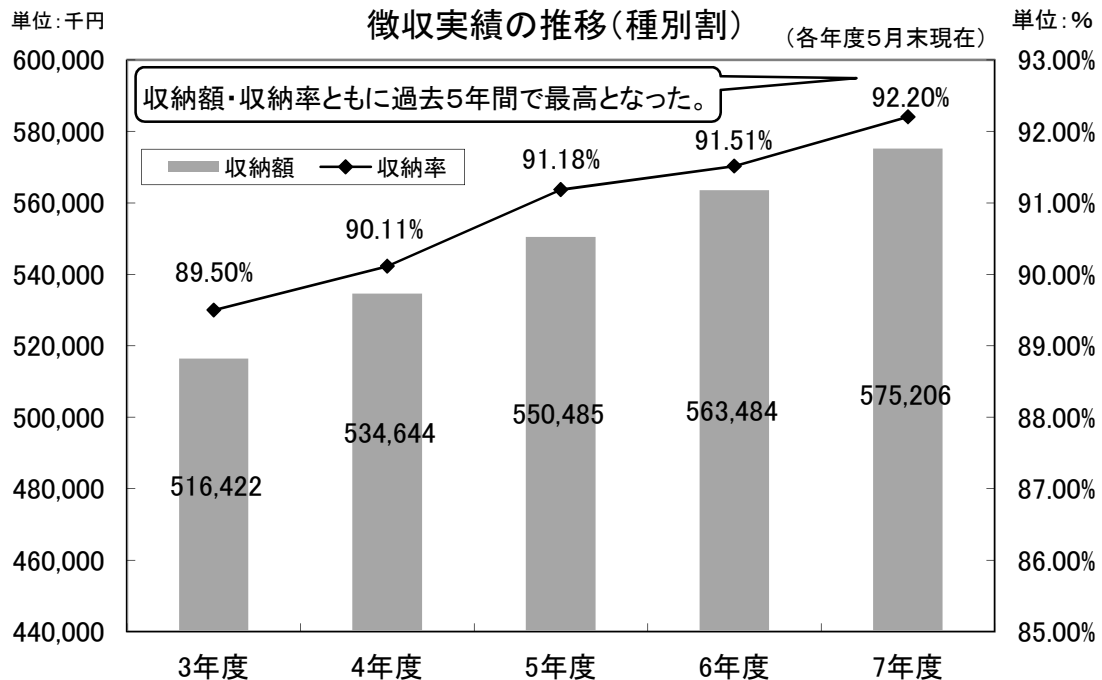
区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ふるさと納税 （特別区民税）	寄附人数	38,196人	49,980人	59,295人	67,186人	80,181人
	控除額	1,642,414	2,072,514	2,496,065	2,832,808	3,285,811

【参考】あだち虹色寄附制度の実績 ※足立区への寄附額は過去5年間で最高となった
（単位：件、千円）

区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
あだち虹色 寄附制度	件数	288件	617件	1,160件	3,059件	2,515件
	寄附額	186,896	296,060	141,696	209,485	308,430

2 軽自動車税（種別割・環境性能割）

（１）徴収実績の推移



【種別割】

(単位：千円，％)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
3	現年課税分	525,960	506,371	96.28%
	滞納繰越分	51,058	10,051	19.69%
	合計	577,018	516,422	89.50%
4	現年課税分	544,500	524,882	96.40%
	滞納繰越分	48,805	9,762	20.00%
	合計	593,305	534,644	90.11%
5	現年課税分	558,728	540,555	96.75%
	滞納繰越分	44,984	9,930	22.07%
	合計	603,712	550,485	91.18%
6	現年課税分	570,287	553,349	97.03%
	滞納繰越分	45,451	10,135	22.30%
	合計	615,738	563,484	91.51%
7	現年課税分	582,472	565,699	97.12%
	滞納繰越分	41,394	9,507	22.97%
	合計	623,866	575,206	92.20%
7年度－6年度(合計比)		8,128	11,722	0.69P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

【環境性能割】

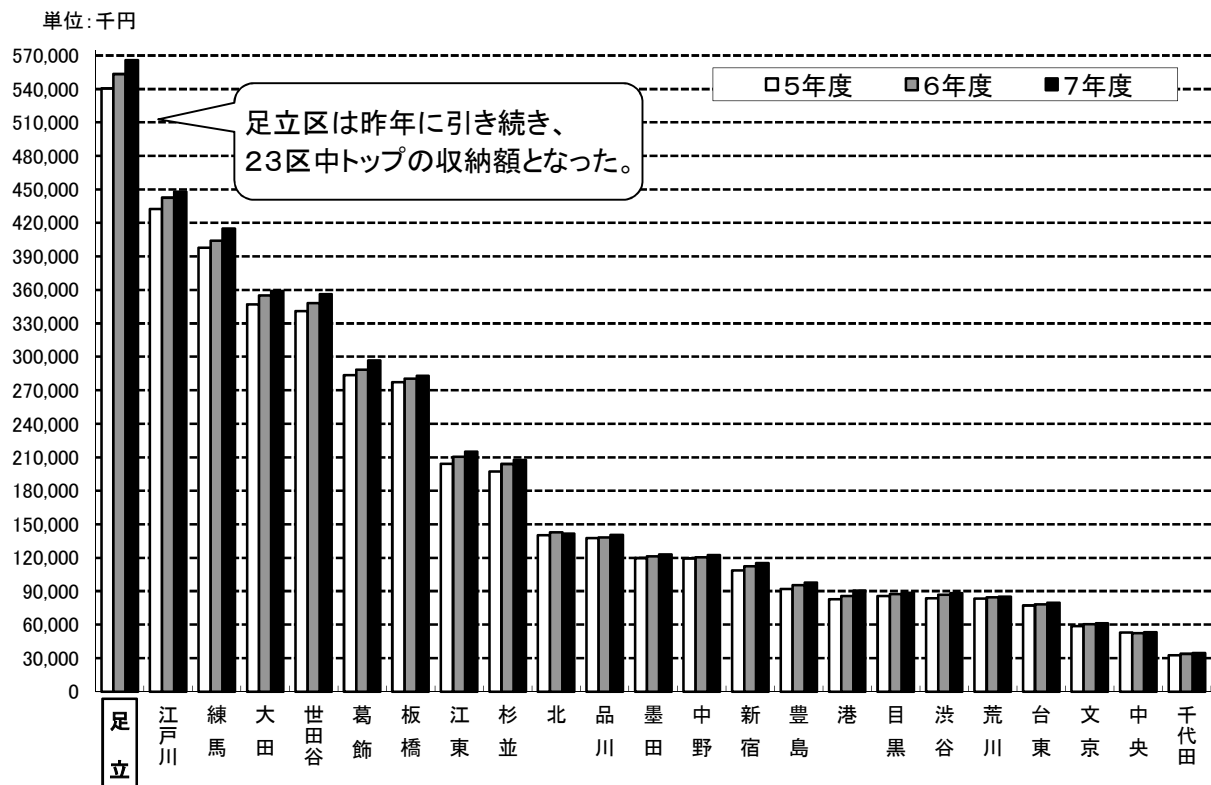
(単位：千円，％)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
5	現年課税分	32,383	32,383	100.00%
6	現年課税分	41,850	41,850	100.00%
7	現年課税分	50,708	50,708	100.00%

【Ⅱ 各税の実績】

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(2) 調定額・収納額(種別割・現年度分)の23区比較



調定額と収納額の推移(種別割・現年度分)

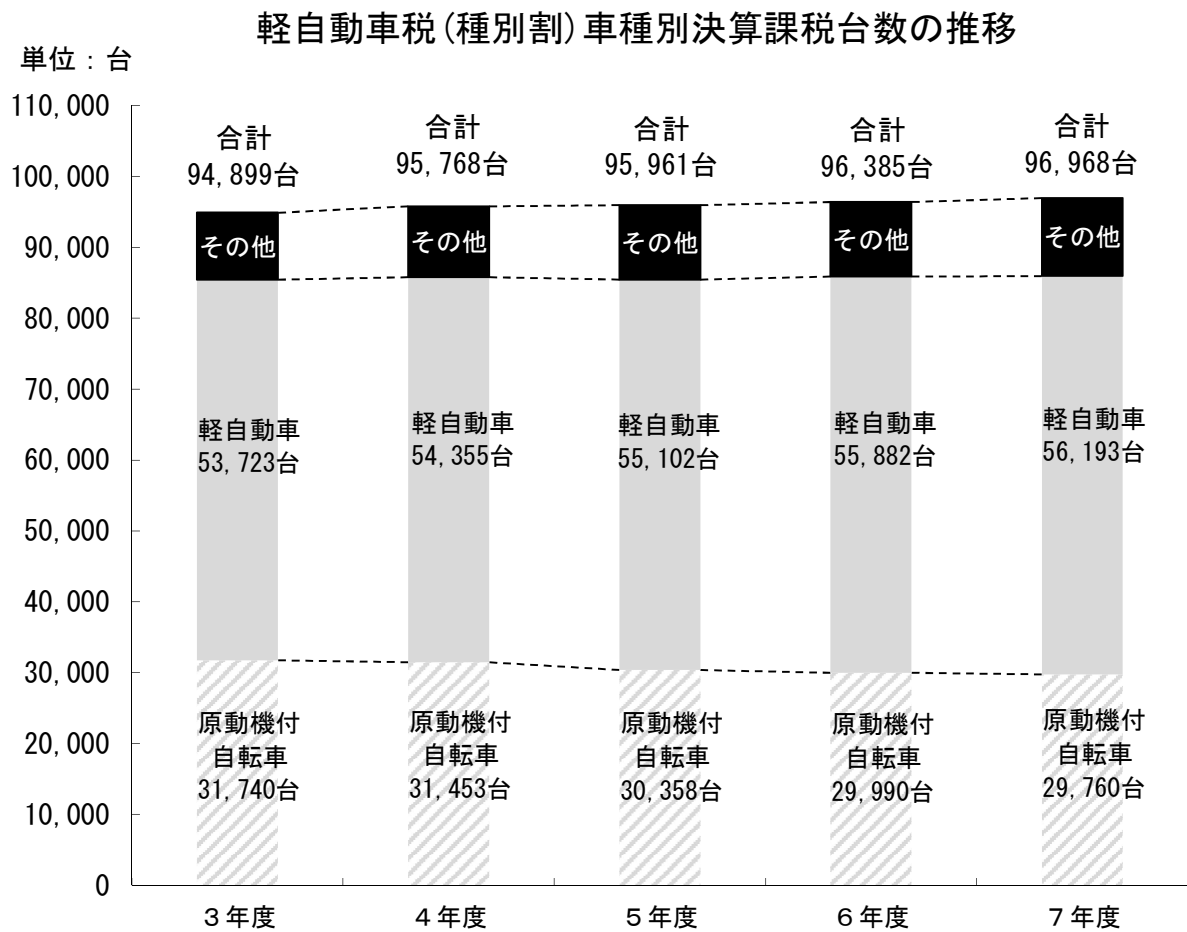
(単位:千円, %)

区名	5年度			6年度			7年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	558,728	540,555	96.75	570,287	553,349	97.03	582,450	565,686	97.12
江戸川	433,692	432,529	99.73	444,187	442,672	99.66	449,086	447,898	99.74
練馬	404,935	397,772	98.23	411,269	404,125	98.26	422,321	414,707	98.20
大田	351,203	347,104	98.83	358,900	354,837	98.87	363,994	359,181	98.68
世田谷	351,464	340,943	97.01	359,456	348,193	96.87	367,113	355,910	96.95
葛飾	292,919	283,642	96.83	299,376	288,683	96.43	307,369	296,678	96.52
板橋	282,184	277,450	98.32	285,645	280,285	98.12	288,761	283,007	98.01
江東	206,577	204,246	98.87	212,593	210,443	98.99	217,457	214,947	98.85
杉並	201,916	197,088	97.61	208,153	203,912	97.96	211,660	207,562	98.06
北	142,272	140,192	98.54	145,010	142,720	98.42	144,145	141,589	98.23
品川	138,511	137,659	99.38	139,488	138,109	99.01	140,938	140,521	99.70
墨田	120,975	119,731	98.97	122,701	121,203	98.78	125,201	122,878	98.14
中野	121,466	119,214	98.15	122,851	120,609	98.18	125,344	122,456	97.70
新宿	111,933	108,729	97.14	115,554	112,283	97.17	118,090	115,204	97.56
豊島	94,190	92,071	97.75	97,436	95,381	97.89	99,807	97,696	97.88
港	84,584	82,917	98.03	87,792	85,712	97.63	92,390	90,414	97.86
目黒	87,390	85,500	97.84	88,920	87,275	98.15	90,426	88,504	97.87
渋谷	85,389	83,536	97.83	88,563	86,652	97.84	89,684	88,124	98.26
荒川	84,618	83,389	98.55	85,624	84,626	98.83	86,237	84,999	98.56
台東	78,790	77,305	98.12	80,258	78,246	97.49	81,179	79,626	98.09
文京	58,743	58,599	99.75	60,265	60,213	99.91	61,201	61,155	99.92
中央	54,232	53,042	97.81	53,573	52,496	97.99	54,517	53,184	97.56
千代田	32,934	32,554	98.85	34,382	33,920	98.66	34,834	34,539	99.15
計	4,379,645	4,295,767	98.08	4,472,283	4,385,944	98.07	4,554,204	4,466,465	98.07

(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は令和7年度の収納額が高い順。

(3) 種類別決算台数の推移



台数と調定額の推移（現年度分）

(単位：台、千円)

車種種別※		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
原動機付自転車	台数	31,740	31,453	30,358	29,990	29,760
	調定額	69,244	68,858	66,807	66,135	65,754
軽自動車	台数	53,723	54,355	55,102	55,882	56,193
	調定額	400,332	416,081	429,199	441,355	450,888
二輪の小型自動車	台数	7,948	8,493	9,065	9,103	9,593
	調定額	47,688	50,958	54,390	54,618	57,558
小型特殊自動車	台数	1,488	1,467	1,436	1,410	1,422
	調定額	8,643	8,515	8,332	8,179	8,250
合計	台数	94,899	95,768	95,961	96,385	96,968
	調定額	525,907	544,412	558,728	570,287	582,450

※ 車種種別について

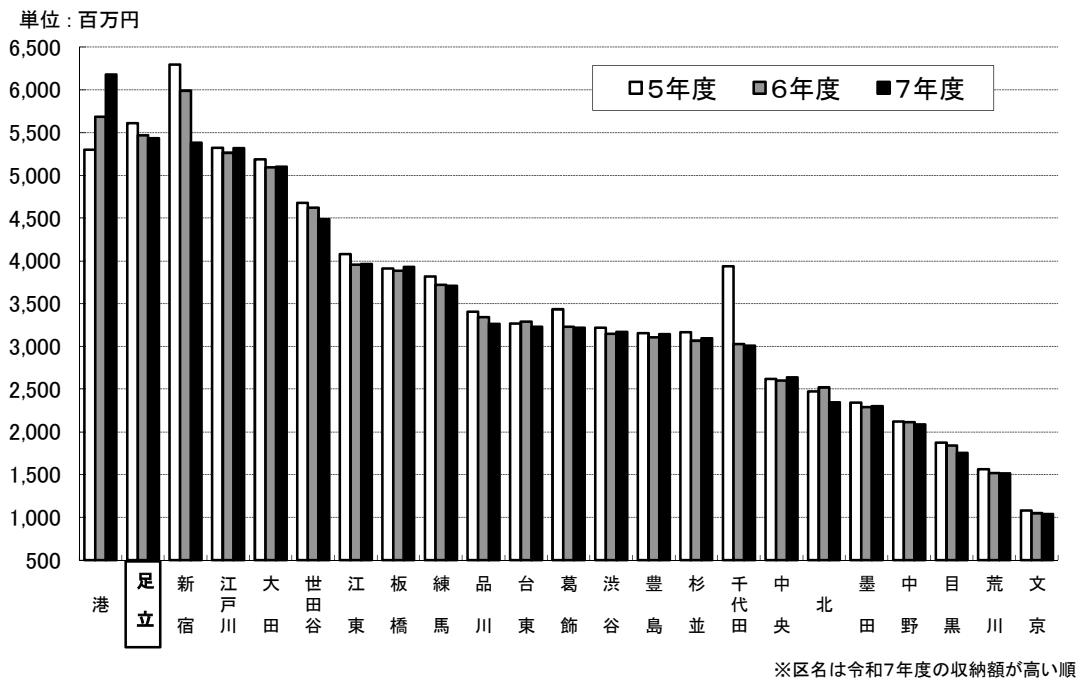
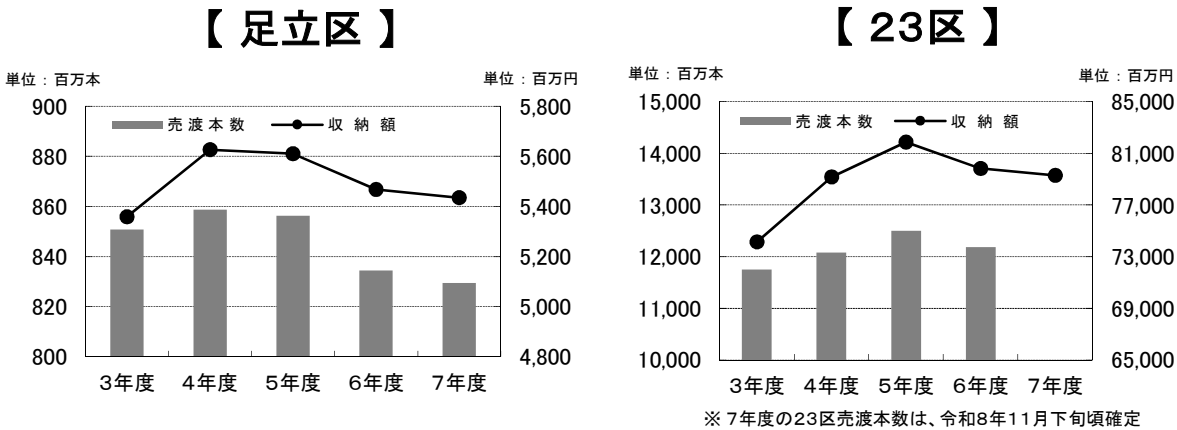
原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪（660cc）乗用自家用等、

二輪の小型自動車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額 (2) 軽自動車税(種別割)」を参照

3 特別区たばこ税・入湯税

(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較 (現年度分)



(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移 (現年度分)

区 分	足 立 区				2 3 区			
	売 渡 本 数		収 納 額		売 渡 本 数		収 納 額	
	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比
3年度	850,816	99.56%	5,358,987	106.79%	11,751,135	99.92%	74,136,685	107.23%
4年度	858,731	100.93%	5,626,406	104.99%	12,081,345	102.81%	79,157,655	106.77%
5年度	856,191	99.70%	5,609,765	99.70%	12,496,330	103.43%	81,866,213	103.42%
6年度	834,470	97.46%	5,467,446	97.46%	12,181,446	97.48%	79,815,636	97.50%
7年度	829,419	99.39%	5,434,355	99.39%			79,300,688	99.35%

(注1) 7年度の23区売渡本数は、令和8年11月下旬頃確定する。

(注2) 収納額は手持品課税分を含み、過年度分は含まない。

(3) 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光に要する費用にあてるための目的税である。

区内に課税対象となる温泉施設(入湯料金が1,200円超)がないため、令和7年度の課税実績はない。

Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み

1 徴収強化の取組み

納税課では税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するため、様々な収納率・収納額の向上対策を進めている。

令和7年度は「第四次足立区滞納対策アクションプラン」の取組初年度にあたり、期限内収納率の向上や滞納整理の取組の見直しを基本方針とし、わかりやすい情報発信や滞納整理体制の強化に重点的に取り組んだ。

下記（１）から（９）の施策の実施により、令和7年度の現年分・滞納繰越分を合わせた特別区民税の状況は、収納率が前年度から0.36P上昇し、収納額も約60億円の増収となった。

（１）期限内納付の促進

区施設や税務署などの関係機関でのチラシ配布・ポスター掲示、SNS等による情報発信を行い、期限内納付の意識啓発を図った。

【ポスター掲示箇所】

区施設（区民事務所、地域学習センター等）	39箇所
関係機関（税務署、税理士会、信用金庫等）	17箇所



（２）分かりやすい情報発信

普通徴収における督促状に同封するチラシに貼付したQRコードを読み取ること、多言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、やさしい日本語）で記載したホームページに誘導し、外国人にも訴求する通知を実施した。

（３）口座振替の利用促進やスマートフォン決済アプリによる納付方法の拡大

口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンを令和7年度も引き続き実施した。その他、区内バス路線における加入促進に関する車内放送などを実施した。

また、スマートフォン決済アプリを使用した納付（特別区民税・都民税・森林環境税普通徴収、軽自動車税（種別割））の手段として今までの『PayPay』『d払い』『au PAY』『J-Coin Pay』『楽天 Pay』『モバイルレジ』に加え、『PayB』『楽天銀行』を追加し、計8種類とした。※令和8年4月1日より『AEON Pay』を追加した。

令和7年度口座振替加入者数	53,998人（前年度比826人増）
口座振替加入率	51.01%（口座振替加入者数／普通徴収義務者数）

（４）滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

複線型人事制度における徴収分野の専門職員に認定された職員や、国税・都税OBである専門員が講師となり、滞納整理に関する講義や事案検討会を実施した。また、徴収技法についての指導助言も併せて行っており、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

（５）休日相談の実施

毎月、第4日曜日の休日開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。年12回の休日開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけた。

令和7年度休日相談来庁者	395人（前年度比75人増）
--------------	----------------

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

1 徴収強化の取組み

(6) 夜間電話催告の実施

仕事等の理由により平日の日中に納税相談ができない人への対策として令和7年10月と令和8年2月に夜間電話催告を実施した。

令和7年10月実績	電話件数	688件	接触件数	194件	(接触率 28.2%)
令和8年2月実績	電話件数	598件	接触件数	204件	(接触率 34.1%)

(7) 区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、業務委託による現況等の調査を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分等を実施した。

- ・区外転出滞納者数 約4,000人（令和7年度当初時点の普通徴収分）
- ・令和7年度調査実績 200件 収納額 約297万円（前年度比 76万円増）

(8) 納付案内センターの活用

業務委託による納付案内センターを活用し、主に初期の滞納者を対象として、電話、文書差置き、SMS（ショート・メッセージ・サービス）による納付勧奨を行った。

- 令和7年度勧奨後納付額 約2億2千万円（前年度比 1億3千万円減）
- ※特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）実施分

(9) 財産調査・差押えの強化

滞納者の財産調査を早期から行い、収納率向上に直結する換価性の高い預貯金等の債権を中心に差押えを実施した。令和4年12月から導入した預貯金等の電子照会により、事務の負担軽減と早期の回答受領が図られ、差押件数が令和6年度よりも増加した。

- 【令和7年度実績】 ※カッコ内は前年度比 ※金額はいずれも都民税相当分を含む。
- ・財産調査実施件数 約24万7千件（7万1千件増）
うちオンラインによる照会件数 約14万3千件（6万3千件増）
 - ・差押件数 3,224件（157件増） 差押時滞納額 約5億9千万円（9千万円減）
 - ・差押後納付額 約2億9千万円（3千万円増）

2 令和7年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の徴収実績

令和7年度(令和7年6月から令和8年5月まで)の収納率実績は以下のとおりである。

区分 種別		R6 ①	R7 ②	対前年度増減 (②-①)
特別区民税 収納率	現年課税分	98.52%	98.47%	-0.05ポイント
	滞納繰越分	40.06%	45.92%	+5.86ポイント
	計	96.95%	97.31%	+0.36ポイント
軽自動車税（種別割） 収納率	現年課税分	97.03%	97.12%	+0.09ポイント
	滞納繰越分	22.30%	22.97%	+0.67ポイント
	計	91.51%	92.20%	+0.69ポイント

（１）令和７年度特別区民税・軽自動車税（種別割）滞納整理実績表

【特別区民税】

令和8年5月末現在 （単位：千円，％）

			現 年 分				滞納繰越分	合 計
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計		
調 定 額 A			12,846,638	40,803,285	274,644	53,924,568	1,219,314	55,143,882
収 納 額 B			12,191,036	40,691,560	218,277	53,100,873	559,883	53,660,757
収 納 率 B/A			94.90%	99.73%	79.48%	98.47%	45.92%	97.31%
還 付 未 済 額 C			5,797	9,477	313	15,587	969	16,556
滞納整理状況	不納欠損額	即時欠損	15,425	2	1,606	17,033	224,496	241,529
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	—	15,050	15,050
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	—	6,648	6,648
		時効(5年)	—	—	—	—	1,598	1,598
	小計 D		15,425	2	1,606	17,033	247,792	264,825
	執行停止額	7年度停止分	11,934	0	575	12,509	90,341	102,849
		6年度以前からの停止分	—	—	—	—	199,118	199,118
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		106,364	1,744	9,092	117,200	39,941	157,141
	差押え・参加差押え等		30,041	3,671	2,823	36,535	62,549	99,084
	小計 E		148,339	5,415	12,490	166,244	391,949	558,193
	計 F			163,763	5,417	14,096	183,276	639,741
未 収 納 額 G A-B+C-D			645,975	121,200	55,074	822,249	412,608	1,234,856
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			491,839	106,308	42,271	640,418	19,690	660,108
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.17%	99.74%	84.61%	98.81%	98.39%	98.80%

（注）表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

（注）収納率の推移については、3ページを参照。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和7年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

【軽自動車税(種別割)】

令和8年5月末現在 (単位:千円, %)

			現 年 分			滞納繰越分	合 計
			現年度	過年度	小 計		
調 定 額 A			582,450	22	582,472	41,394	623,867
収 納 額 B			565,686	13	565,699	9,508	575,206
収 納 率 B/A			97.12%	57.14%	97.12%	22.97%	92.20%
還 付 未 済 額 C			356	0	356	41	398
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時欠損	327	0	327	6,129	6,456
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	533	533
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	553	553
		時効(5年)	—	—	—	1,834	1,834
	小 計 D		327	0	327	9,049	9,376
	執行停止額	7年度停止分	586	4	590	2,086	2,676
		6年度以前からの停止分	—	—	—	2,325	2,325
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		167	0	167	248	415
	差押え・参加差押え等		132	0	132	521	653
	小 計 E		885	4	889	5,180	6,069
計 F			1,212	4	1,216	14,229	15,445
未 収 納 額 G A-B+C-D			16,793	10	16,803	22,879	39,682
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			15,552	6	15,558	17,657	33,215
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			97.33%	0	97.33%	57.34%	94.68%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照

(2) 差押え・公売の状況

【差押え】

(単位:千円, 件)

	債 権			不動産等			合 計		
	滞納額	差押後 納付額	件数	滞納額	差押後 納付額	件数	滞納額	差押後 納付額	件数
3年度	481,449	181,982	2,272	46,480	11,540	35	527,928	193,522	2,307
4年度	552,413	234,858	2,341	49,788	68,027	28	602,200	302,885	2,369
5年度	634,293	257,463	2,777	25,606	13,174	24	659,899	270,637	2,801
6年度	626,156	255,720	3,033	50,573	8,359	34	676,729	264,079	3,067
7年度	556,640	287,471	3,198	29,366	3,616	26	586,006	291,087	3,224

(各年度5月末現在)

差押えは地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。
また、公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。平成30年度以降、換価に適した案件がないため実施していない。

(注1) 本表の滞納額は差押時の滞納額で、都民税相当分を含む。

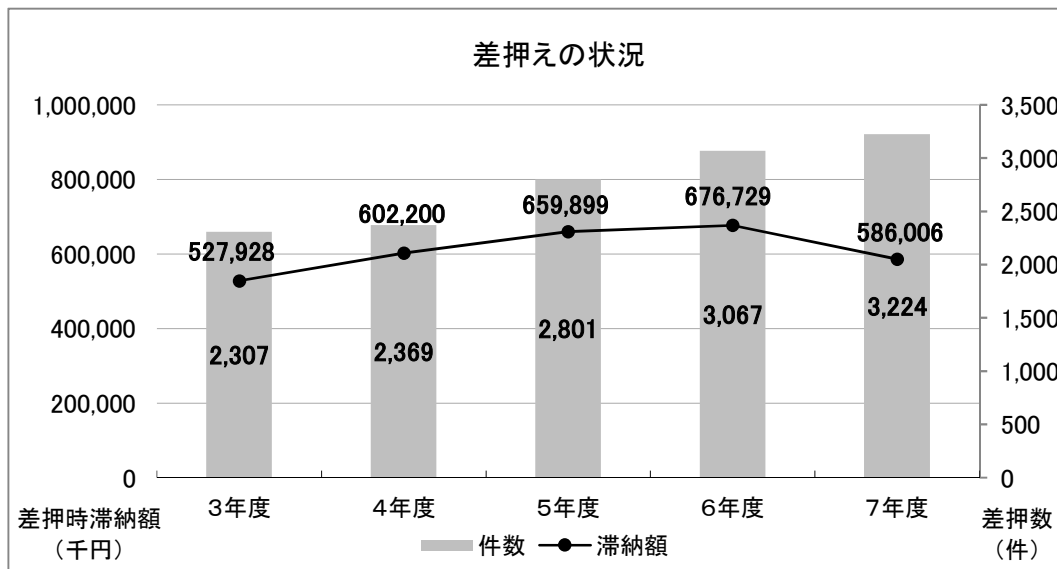
(注2) 本表の件数とは、滞納者に対して差押えをした回数である。

(注3) 本表には、差押え、参加差押え(すでに差し押さえられているものに対する後からの差押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押え(債権等)が含まれている。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注5) 本表の差押後納付額は令和7年6月以後のもので、かつ収納日が差押日以降である。

また、解除されている場合は解除日後1カ月後までの集計である。



(3) 納付案内センターの稼働状況

(特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)実施分)

ア 電話勧奨

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	勧奨件数 A	接触数 B	接触率 B/A	納付件数	納付額
3年度	174日	45,555	10,122	22.2%	4,730	210,636
4年度	148日	47,571	9,545	20.1%	5,124	260,752
5年度	137日	38,014	7,671	20.2%	4,219	145,218
6年度	143日	51,984	8,977	17.3%	4,601	239,247
7年度	126日	47,234	6,708	14.2%	2,994	141,209

イ 文書差置き

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	勧奨件数 A	文書差置数 B	差置率 B/A	自主 納付件数	納付額
3年度	28日	777	258	33.2%	56	2,901
4年度	55日	2,256	717	31.8%	131	6,193
5年度	55日	1,704	642	37.7%	92	3,901
6年度	53日	2,854	1,526	53.5%	350	12,860
7年度	77日	2,997	1,368	45.6%	197	10,698

ウ SMS(ショート・メッセージ・サービス)

(単位:日, 件, %, 千円)

	実施日数	送信件数 A	反応数 B	反応率 B/A	納付件数	納付額
4年度	38日	1,737	183	10.5%	747	34,376
5年度	61日	2,812	327	11.6%	1,289	41,338
6年度	67日	4,991	396	7.9%	2,228	95,449
7年度	57日	4,016	265	6.6%	1,600	67,217

納付案内センターは、平成25年4月に開設。10債権の納付勧奨業務を委託している。

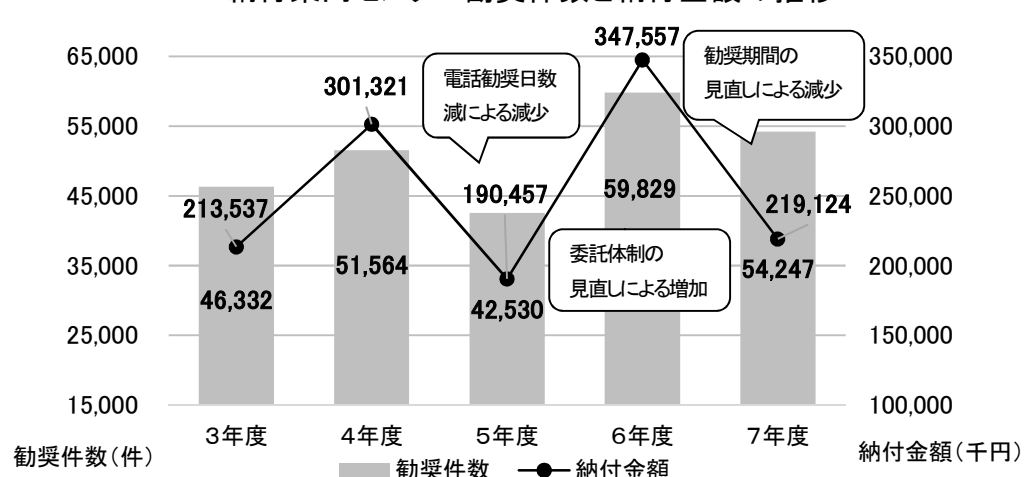
(注1) 4月1日から翌年3月31日までの実績である。

(注2) 実施日数は特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)のそれぞれの延べ日数である。

(注3) SMSによる勧奨は令和4年8月に開始した。

(注4) SMSの納付額には、送信後の反応はなかったがその後に納付が確認された金額も含んでいる。

納付案内センター勧奨件数と納付金額の推移



(4) 徴収方法別収納状況

【特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)】 (単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	3,849	1.09%	230,863	1.07%
区民事務所窓口	3,117	0.88%	196,455	0.91%
金融機関等窓口	35,749	10.10%	4,801,967	22.16%
口座振替	66,268	18.71%	6,033,130	27.84%
コンビニエンスストア	171,547	48.44%	5,579,327	25.75%
ATM	8,453	2.39%	1,004,704	4.64%
インターネット・モバイルバンキング*	13,366	3.77%	1,383,290	6.38%
クレジット	7,793	2.20%	523,704	2.42%
スマートフォン決済アプリ	41,726	11.78%	1,693,240	7.81%
小 計	351,868	99.37%	21,446,680	98.98%
差押えによる取立金等	2,247	0.63%	222,052	1.02%
合 計	354,115	100.00%	21,668,732	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、令和7年6月から令和8年5月までの数値である。

(注2) 収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税等の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) スマートフォン決済アプリは、「PayPay」「d払い」「au PAY」「J-Coin Pay」「楽天ペイ」「PayB」「楽天銀行」「AEON Pay」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税(種別割)】 (単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	1,274	1.74%	6,927	1.59%
区民事務所窓口	1,194	1.63%	7,940	1.82%
金融機関等窓口	6,596	9.03%	40,556	9.30%
口座振替	—	—	—	—
コンビニエンスストア	54,477	74.57%	325,790	74.69%
ATM	1,090	1.49%	6,805	1.56%
インターネット・モバイルバンキング*	3,431	4.70%	20,163	4.62%
クレジット	897	1.23%	5,816	1.33%
スマートフォン決済アプリ	3,451	4.72%	19,566	4.49%
小 計	72,410	99.12%	433,562	99.40%
差押えによる取立金等	641	0.88%	2,604	0.60%
合 計	73,051	100.00%	436,166	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む令和7年5月から令和8年5月までの数値である。

(5月は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみ
の集計である。)

(注2) 軽自動車税(種別割)は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) スマートフォン決済アプリは、「PayPay」「d払い」「au PAY」「J-Coin Pay」「楽天ペイ」「PayB」「楽天銀行」「AEON Pay」による納付を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注6) 収納額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税(種別割)滞納整理実績表の額と合致しない。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和7年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の徴収実績

(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収)収納額等の推移

(単位:千円, 件, 人, %)

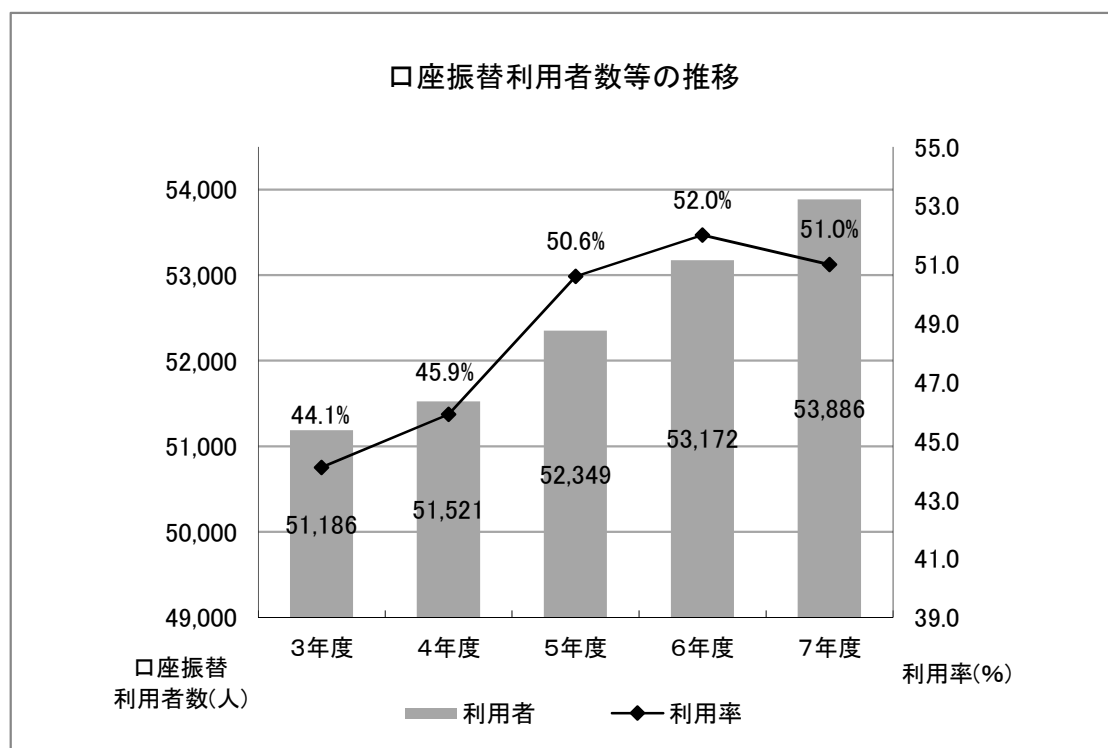
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
3年度	11,286,424	75,643	3,576,554	31.7%	51,186	2,815	2,395	44.1
4年度	12,349,286	73,164	3,790,720	30.7%	51,521	2,461	2,126	45.9
5年度	11,858,115	67,689	3,744,083	31.6%	52,349	2,822	2,106	50.6
6年度	11,245,421	62,562	3,502,324	31.1%	53,172	2,875	2,052	52.0
7年度	12,191,036	66,268	3,620,891	29.7%	53,886	3,299	2,473	51.0

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税・森林環境税現年分(普通徴収)についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税のみの金額である。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



3 検税(未申告や扶養などの調査・更正等)の取組み及び結果

(1) 検税期間：令和7年7月14日(月)～12月5日(金)

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額 ※
19,173件	新規課税・更正	2,291件	91,738,125円
	非課税	3,585件	

※ 本来賦課すべき正しい税額として決定した額。新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(7)のとおりである。

(2) 扶養調査

所得超 (所得が48万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (令和6年12月31日以前に離婚)
260件	68件	5件
更正事由		
未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (令和5年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
4件	8件	177件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	15,436,125円
102件	54件	78件	288件	

(注) 522件の税額更正により15,436,125円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

(3) 法定調書(報酬・配当・給与)に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	53,253,200円
87件	294件	107件	

(4) 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
141件	12,378,500円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
67件	941,000円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

(6) 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
492件	9,481,300円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施。

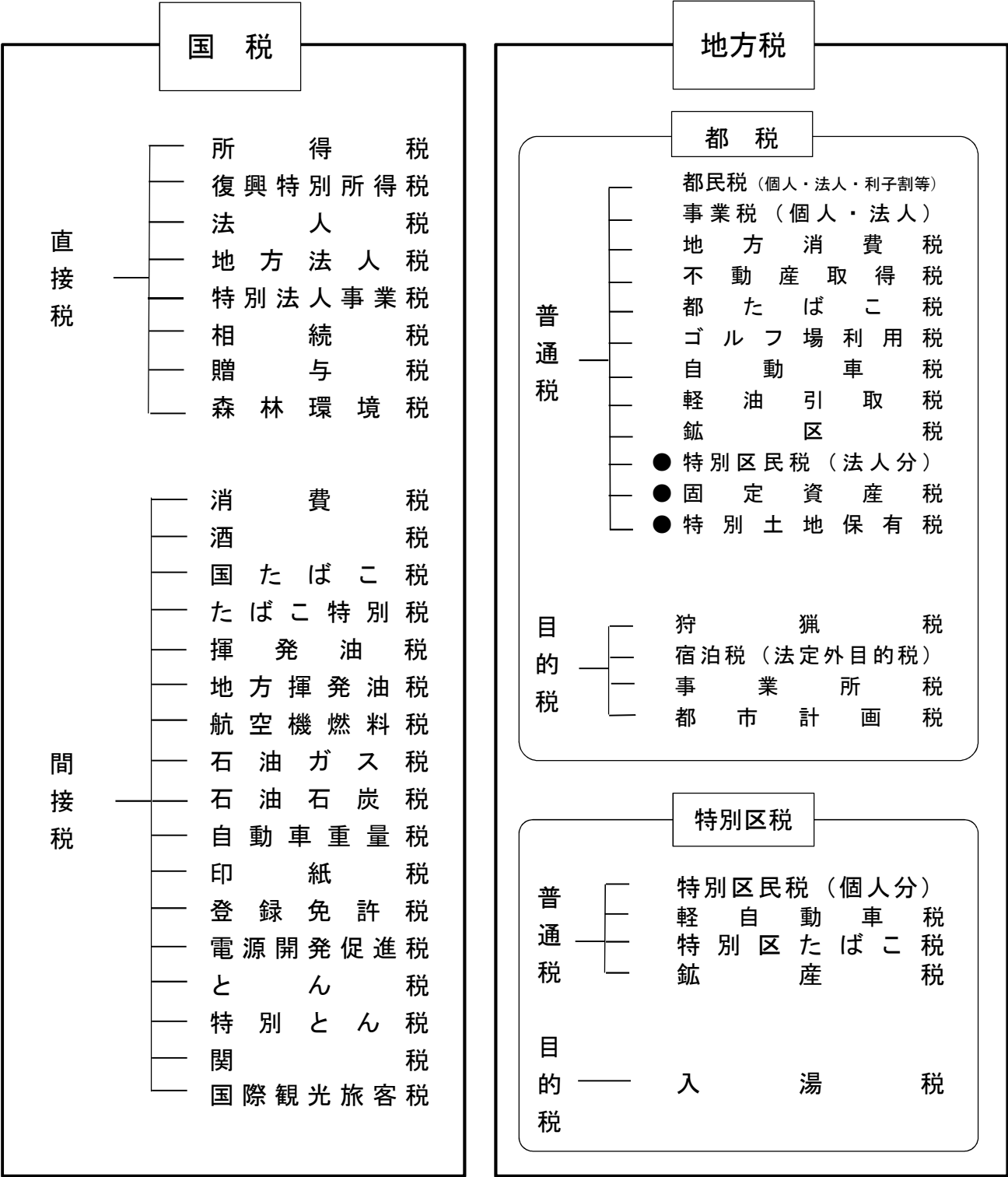
(7) 事業所課税不明申告書調査

決定件数	調定額
62件	248,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

Ⅳ 資料編

1 税金の種類（国税・地方税別） (令和8年4月1日現在)



※●印は23区内では都税として課税し、その内56%相当が特別区財政調整交付金として区の歳入となる。

※鉦産税・入湯税は令和8年4月1日現在、足立区での課税実績はない。

(注)・直接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金

・間接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金

・普通税…一般的な財源に充てられる税金 ・目的税…特定の用途のみに充てられる税金

2 特別区税の納付について（足立区に納める税）

	納税義務者	課税対象	課税標準	納付方法・納期限
特別区民税	- 区内に住所がある者 - 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない者（均等割のみ）	左に同じ	前年中の所得金額	【普通徴収】 区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付し、年4回で納付する。 （納期限） 6月、8月、10月、翌年1月の末日 【給与からの特別徴収】 給与支払者（会社等）が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する。 （納期限） 徴収月の翌月10日 【公的年金からの特別徴収】 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する。 （納期限） 徴収月の翌月10日
軽自動車税	原動機付自転車や軽自動車等を所有する者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	課税対象車両の台数	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 （納期限） 5月末日
特別区たばこ税	- 製造たばこの製造者 - 特定販売業者 - 卸売販売業者	区内で売り渡した製造たばこ	区内で売り渡した製造たばこの本数	卸売販売業者等が前月分を毎月末日までに申告納付する。 （納期限） 売渡月の翌月末日
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客数	鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、とりまとめて納付する。 （納期限） 入湯客数集計月の翌月末日

（注）納期限として定める日が土・日・祝日の場合はその次の平日が納期限となる。

3 特別区税の税率・税額

(1) 特別区民税（個人住民税）

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 ※1	6 %	4 %
均 等 割 ※2	3, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

※1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない。

※2 令和6年度から、特別区民税均等割と併せて年額1,000円の森林環境税（国税）が課税される。

(2) 軽自動車税

ア 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	5 0 cc以下	2, 0 0 0 円
	5 0 cc超 9 0 cc以下	
	1 2 5 cc以下かつ 最高出力 4. 0 kW 以下	
	9 0 cc超 1 2 5 cc以下	2, 4 0 0 円
	ミニカー	3, 7 0 0 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2, 4 0 0 円
	そ の 他	5, 9 0 0 円
軽 二 輪 車	1 2 5 cc超 2 5 0 cc以下	3, 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc超	6, 0 0 0 円

(注) 上記の税額は平成28年度から適用

イ 三輪及び四輪以上

車 種 区 分				旧税率	重課税率	新税率			
				平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査を受けた車両	初度検査から 13 年を経過した車両 ※ 1	平成 27 年 4 月 1 日以後に初度検査を受けた車両			
							軽課税率(グリーン化特例)		
							初度検査が令和 8 年 3 月 31 日までの車両 ※ 2		
							①	②	
軽自動車	三 輪			3, 100 円	4, 600 円	3, 900 円	1, 000 円	2, 000 円	
	四輪以上	乗用	自家用	7, 200 円	12, 900 円	10, 800 円	2, 700 円		
			営業用	5, 500 円	8, 200 円	6, 900 円	1, 800 円	3, 500 円	
		貨物用	自家用	4, 000 円	6, 000 円	5, 000 円	1, 300 円		
			営業用	3, 000 円	4, 500 円	3, 800 円	1, 000 円		

※ 1 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の 12 月」を経過年数の起算点とする。
重課対象外の車両：電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車

※ 2 軽課税対象車両（※軽課税額は初年度のみ適用）

①75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 →令和 9 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
②50%軽減	令和 12 年度燃費基準 90%達成（ <u>営業用乗用車のみ</u> ） →令和 7 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。

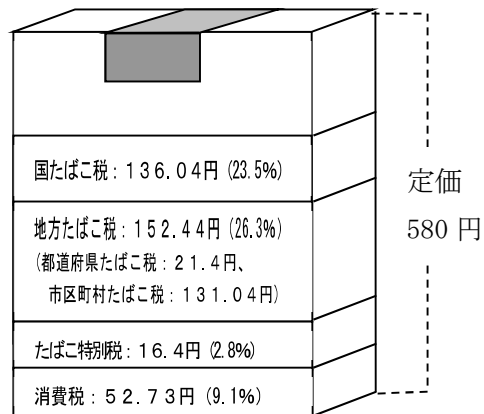
※上記に加え、一定の排出ガス性能及び令和 2 年度燃費基準達成を要求

（３）特別区たばこ税

一般品の国産たばこ、外国たばこ

1,000 本につき 6,552 円 （令和 3 年 10 月改正）

紙巻たばこ 1 箱の税負担等



たばこの税負担額合計：357.61円 (61.7%)

（４）入湯税

1 人 1 日につき 150 円。

ただし、12 歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、および施設の利用額が 1,200 円以下の場合には課税されない。

4 令和7年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

(単位:千円, %)

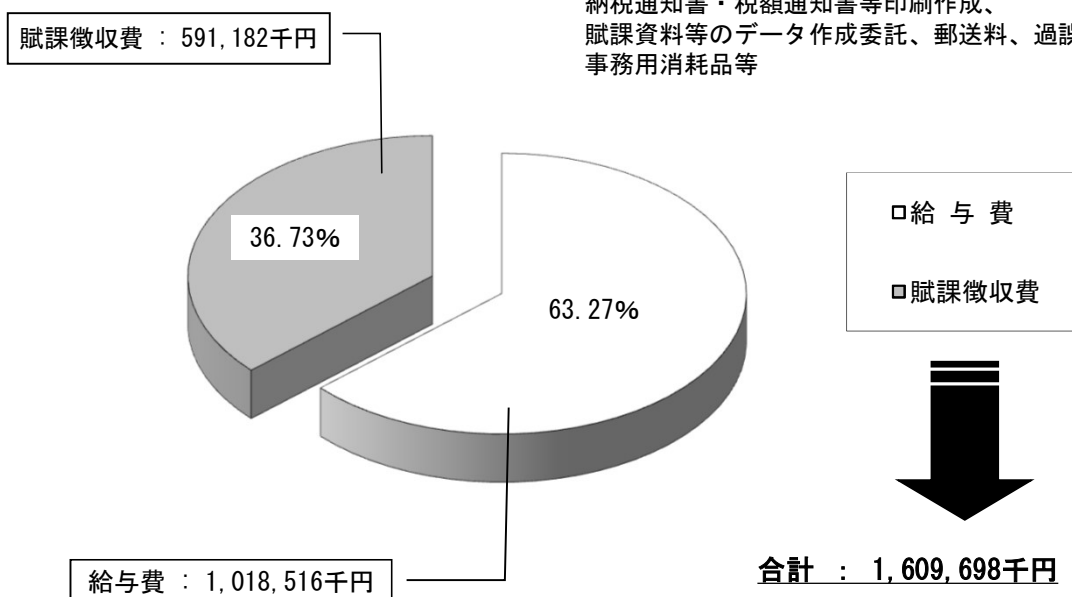
区 分	3年度	構成比	4年度	構成比	5年度	構成比	6年度	構成比	7年度	構成比
給 与 費	854,017	63.66%	857,474	63.40%	922,652	66.31%	975,437	64.56%	1,018,516	63.27%
賦課徴収費	487,586	36.34%	495,031	36.60%	468,777	33.69%	535,563	35.44%	591,182	36.73%
合 計	1,341,603	100.00%	1,352,505	100.00%	1,391,429	100.00%	1,511,000	100.00%	1,609,698	100.00%

<給与費>

課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費

※会計年度任用職員の報酬は含まない

<賦課徴収費>

納税通知書・税額通知書等印刷作成、
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、
事務用消耗品等

◎ 特別区税決算額 (59,721,026千円) に占める徴税費の割合

$$\frac{1,609,698 \text{千円}}{59,721,026 \text{千円}} = 0.027 \Rightarrow \underline{2.7\%}$$

特別区税1,000円につき27円の経費

(単位:千円, %)

	特別区税決算額	徴税費	決算額に占める 徴税費の割合
3年度	51,669,587	1,341,603	2.6%
4年度	53,545,141	1,352,505	2.5%
5年度	54,825,528	1,391,429	2.5%
6年度	53,777,841	1,511,000	2.8%
7年度	59,721,026	1,609,698	2.7%

5 税証明書発行状況

(1) 発行手数料別税証明書発行件数

(単位：件，％)

区 分	発 行 件 数		有 料			無 料		
		前年度比	課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
3年度	141,495	103.08	116,361	15,148	43	3,679	263	6,001
4年度	144,029	101.79	114,758	17,443	67	5,757	424	5,580
5年度	139,092	96.57	115,397	18,637	57	2,067	91	2,843
6年度	152,945	109.96	127,422	21,107	64	1,615	18	2,719
7年度	156,416	102.27	129,197	24,298	76	899	14	1,932

(注1) 無料の課税証明書・納税証明書は、生活保護受給者または中国在留邦人等からの申請

(注2) 軽自動車税の証明書は、継続検査(車検)用が無料で、一般(その他)用は有料

(注3) 令和3年7月より、新型コロナウイルス対策緊急融資等の手続きに使用する税証明書の交付手数料を無料としている(コンビニ交付分を除く)。

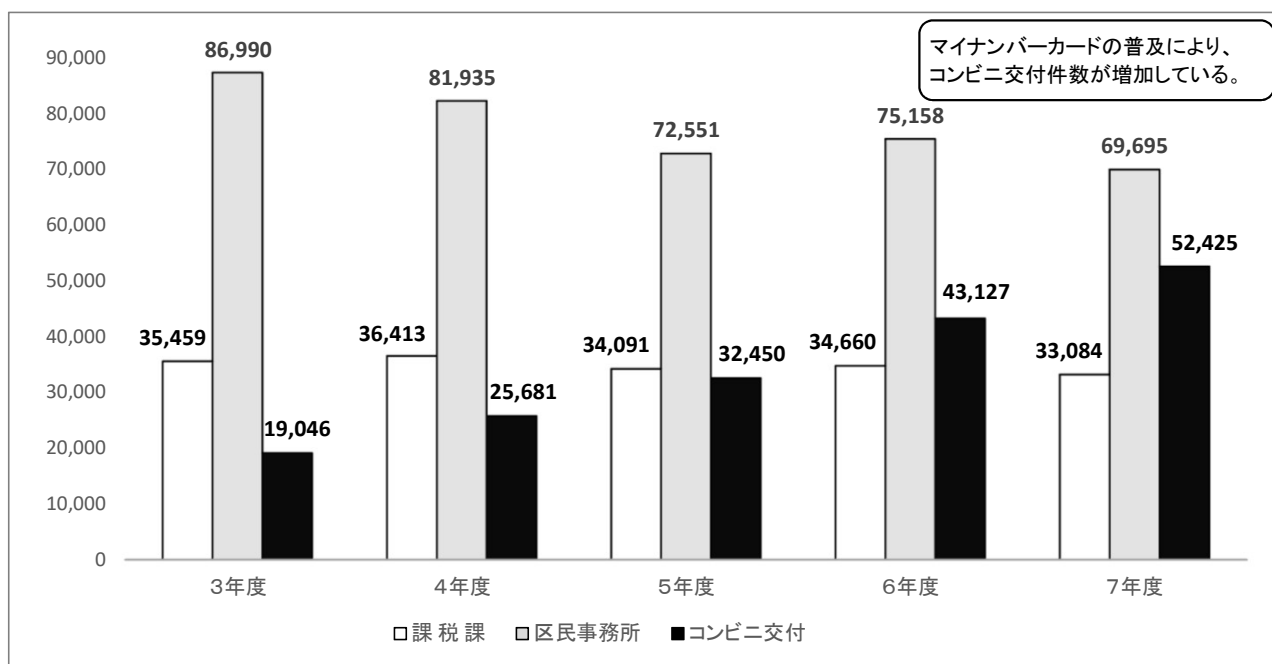
(2) 発行元別税証明書発行件数

(単位：件，％)

区 分	発 行 件 数		課 税 課			区民事務所		コンビニ交付		
		前年度比	件 数		前年度比	件 数	前年度比	件 数		前年度比
				うち オンライン 申請による 発行件数(※1)					うち マルチコピー 機による 発行件数(※2)	
3年度	141,495	103.08	35,459		102.75	86,990	98.15	19,046		134.85
4年度	144,029	101.79	36,413		102.69	81,935	94.19	25,681		134.84
5年度	139,092	96.57	34,091	244	93.62	72,551	88.55	32,450	198	126.36
6年度	152,945	109.96	34,660	1,006	101.67	75,158	103.59	43,127	916	132.90
7年度	156,416	102.27	34,296	1,212	98.95	69,695	92.73	52,425	1,214	121.56

※1 オンライン申請による証明書発行は、令和5年11月から開始

※2 マルチコピー機(本庁舎内設置)による証明書発行は、令和6年1月から開始



6 特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付書等送付用封筒の広告収入

<概 要>

特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

<目 的>

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

<募集方法>

あだち広報令和7年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

<募集時期等>

募集期間：令和7年10月10日から10月31日まで

募集媒体：あだち広報 令和7年10月10日号

令和7年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実 績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格（縦×横）	最低金額	件数	掲載金額
1	普通 徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
3	特別 徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5× 16	150,000 円	1	150,000 円
4		税額通知等送付用封筒 1/2 面下	9.5× 16	150,000 円	0	0 円
5	軽自動 車 税	納付書用封筒 1/2 面左	7 × 8	100,000 円	1	120,000 円
6		納付書用封筒 1/2 面右	7 × 8	100,000 円	1	100,000 円
合 計					5/6 件	830,000 円

7 令和7年度「あだち広報」掲載実績

(1) 課税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担 当 係
5月10日	個人住民税の特別徴収にご協力を！	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所・ 個人事業 主	課税第一～三係
5月10日	7年度特別区民税・都民税（住民税）課税証明書の発行開始日	令和7年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～三係
5月10日	軽自動車税（種別割）の減免・申請手続きは5月30日（金）まで	軽自動車税の減免申請手続きについて	全区民	軽自動車税係
6月10日	6月9日（月）7年度の納税通知書と納付書をお送りします	普通徴収の特別区民税・都民税納税通知書発送の案内 ※「公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）」はこちらに関連して掲載	全区民	課税第一～三係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）	公的年金からの特別徴収制度の説明	65歳以上の 対象者	課税第一～三係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収（天引き）を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の 対象者	課税第一～三係
9月25日	課税事務補助員募集	課税課会計年度任用職員の募集案内	全区民	課税第一係
9月25日	給与支払者向け7年度税制改正にかかる説明会	給与支払者向けに7年度税制改正による所得税の基礎控除見直しなどについて解説	事業所・ 個人事業 主	課税計画係
10月10日	納税通知書等送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶務係
11月25日	電子データで提出できる「eLTAX（エルタックス）」をご利用ください！	eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用および特別徴収税額通知書の電子正本化案内	事業所・ 個人事業 主	課税第一～三係
12月25日	税理士による令和7年分の無料申告相談は、事前申し込みが必要です	税理士による令和7年分の無料申告相談の事前申し込み案内	全区民	課税第一～三係
1月25日	税の申告が始まります。申告はお早めに！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～三係

3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車に税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	全区民	軽自動車税係
-------	-----------------------------	--------------	-----	--------

(2) 納税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
4月10日	今年も口座振替新規加入キャンペーンを実施します！(普通徴収の特別区民税・都民税・森林環境税)	口座振替新規加入キャンペーンに関する周知	納税者	納税計画係
6月10日	納税通知書と納付書をお送りします	Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン、公的年金受給者等の特別徴収制度の案内、徴収の取組に関する紹介	納税者	納税計画係
8月25日	特別区民税・都民税・森林環境税の第2期納期限は9月1日	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税・森林環境税の第3期納期限は10月31日(枠外記事)	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか？特別区民税・都民税(住民税)・森林環境税	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替の勧奨	納税者	納税計画係
3月10日	税・保険料は簡単に納付できます。新たにスマホ決済アプリ1つを追加。	Pay-easyでの納付の案内、新たなスマホ決済アプリ(1種類)での納付開始のお知らせ	納税者	納税計画係

8 令和7年度施行の税制の改正点

(1) 個人住民税の特別税額控除（定額減税）

令和7年度の個人住民税においては、令和6年の納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超え、1,805万円以下であり、かつ控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する納税義務者に対して、特別税額控除（定額減税）を実施する。

令和7年度の個人住民税の定額減税額は1万円である。ただし、定額減税額が個人住民税所得割額を超える場合は、個人住民税所得割額が限度額となる。

(2) 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の拡充・延長

ア 子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

令和6年度税制改正により、子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が令和6年に入居する場合、令和4年・5年入居の限度額が維持される。

イ 新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額1,000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長される（改正前：令和5年12月31日）。

ただし、令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除を受けられない。

(3) 国外に居住する親族等の申告に添付または提示しなければならない書類の見直し

国外に居住する親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、または障害者控除）の適用を受ける場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費に充てるために支払いをしたことを証明する「送金確認書類」などを申告の際に添付、または提示する必要がある。

令和7年度の申告以降は「送金関係書類」として、資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類またはその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって、当該親族等に支払いをしたことを明らかにするものが追加された。

9 課税課・納税課の組織と事務分掌（令和8年4月1日現在）

**課 税 課**

課税課職員数 92人（常勤69人、非常勤23人）

区民部長

課税課長

庶務係 11人（常勤10人、債権管理・滞納整理専門員1人）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉦産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。

【Ⅳ 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

- 3 部の調整管理に関すること。
 - (1) 部内の調整管理
 - (2) 部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税計画係 7人（常勤6人、課税事務補佐員1人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び森林環境税業務の全体調整に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の賦課に関すること。
- 4 特別区民税、個人都民税、森林環境税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 5 特別区民税及び個人都民税の税制改正に関すること。
- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第一係 19人（常勤17人、課税事務補佐員2人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税、森林環境税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の証明事務の統括に関すること。
- 5 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の個人情報保護の統括に関すること。
- 6 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 7 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第二係 25人（常勤13人、課税事務補佐員6人、事務補助職員6人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税、森林環境税及び軽自動車税の証明に関すること。

- 4 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の給与所得に係る特別徴収の統括に関するこ
と。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

課税第三係 １７人（常勤１７人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の調査及び関係機関との連絡調整に関するこ
と。
- 2 特別区民税、個人都民税及び森林環境税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税、森林環境税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システムの保守及び連絡調整に関すること。
- 5 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 6 税務システムの標準システム移行に関すること。

システム標準化担当係長 ３人（常勤３人）

- 1 税務システムの標準システム移行の統括に関すること。

軽自動車税係 １０人（常勤３人、課税事務補佐員６人、事務補助職員１人）

- 1 軽自動車税の賦課に関すること。
- 2 自動車臨時運行許可に関すること。
- 3 税務システムの開発、運用及び維持管理に関すること。
- 4 税務システムの標準システム移行に関すること。

納 税 課

納税課職員数 83人（常勤51人、非常勤32人）

納税課長

納税計画係 18人（常勤6人、債権管理・滞納整理専門員1人、徴収事務補佐員6人、
事務補助職員5人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関すること。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関すること。
- 3 収納払込に関すること。
- 4 研修計画の策定及び実施に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

納税システム担当係長 3人（常勤3人）

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。
- 3 納税・収納システムの標準システム移行に関すること。

滞納整理第一係 14人（常勤10人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員3人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係 17人（常勤11人、再任用短時間1人、滞納整理専門員3人、
特別整理専門員1人、事務補助職員1人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者（高額滞納者を除く。）の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第三係 10人（常勤8人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員1人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理係 7人（常勤5人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員1人）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、納税相談及び滞納整理に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（特別徴収義務者を含む。）に対する破産・競売の交付要求に関すること。
- 4 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 5 公売業務（インターネット公売を含む）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 6 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 7 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 14人（常勤8人、再任用短時間1人、事務補助職員5人）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

10 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号（代表）
区 民 部 課 税 課 ・ 納 税 課	中央本町 1－17－1	3 8 8 0－5 1 1 1
足 立 税 務 署	千 住 旭 町 4－2 1	3 8 7 0－8 9 1 1
西 新 井 税 務 署	栗 原 3－1 0－1 6	3 8 4 0－1 1 1 1
足 立 都 税 事 務 所	西新井栄町 2－8－1 5	5 8 8 8－6 2 1 1

巻末資料

第四次足立区滞納対策アクションプラン

(特別区民税収納率向上3年計画)

令和7年6月～令和10年5月

区民部納税課

令和7年4月

第四次足立区滞納対策アクションプラン (特別区民税収納率向上3年計画)

～自主財源の確保のために～

令和7年6月～令和10年5月



足立区区民部納税課

1 第三次滞納対策アクションプランの現状（3か年計画の2年目現在）

（1）総合収納率の順位は22位にとどまる

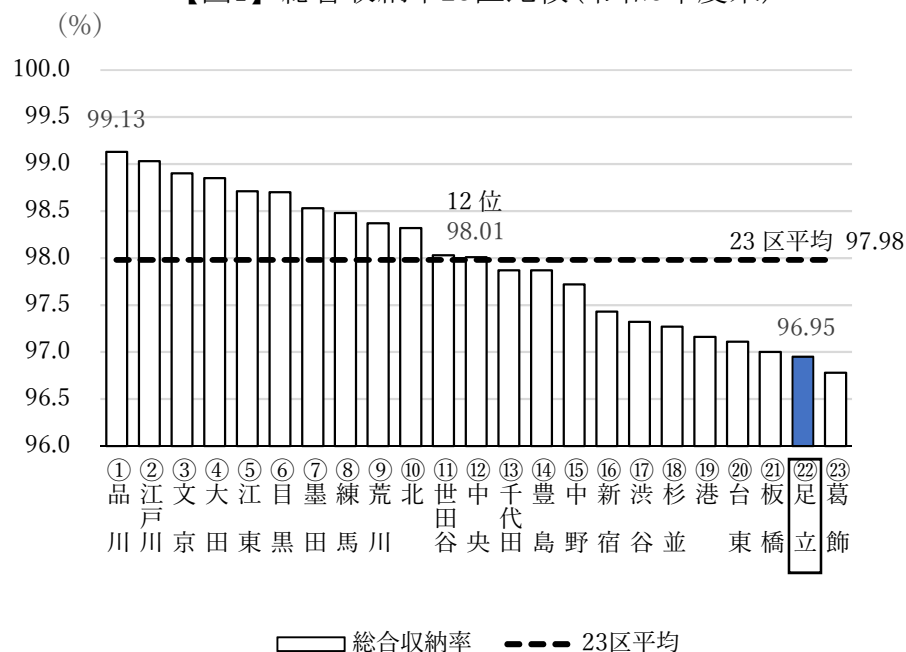
令和4年6月から取り組んだ「第三次足立区滞納対策アクションプラン」では、令和6年度末（令和7年5月末）の総合収納率（現年分と滞納繰越分の合計）の順位を23区中12位とすることを目標としたが、23区で比較すると、他区も総合収納率を伸ばしたため、令和5年度末（令和6年5月末）現在の総合収納率の順位は22位にとどまり、目標の12位には届いていない（図1）。

なお、23区平均の97.98%とは1.03ポイント（税額換算で約5億1千万円）の差がある。

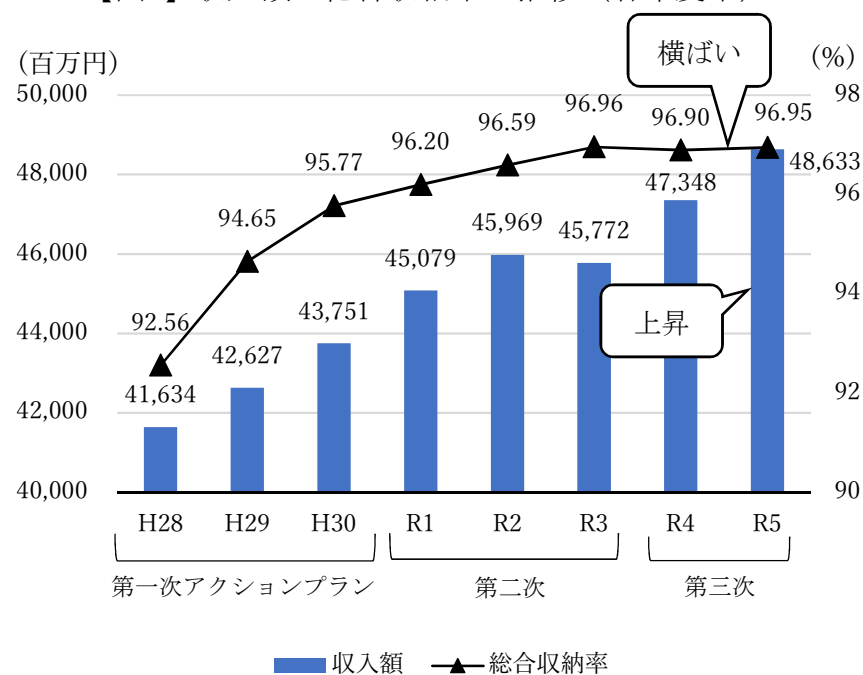
（2）収入額は上昇、総合収納率は横ばい

これまでのアクションプランに基づいた取組を通じて、収入額は上昇したものの、総合収納率は96.95%にとどまった（図2）。

【図1】 総合収納率23区比較（令和5年度末）



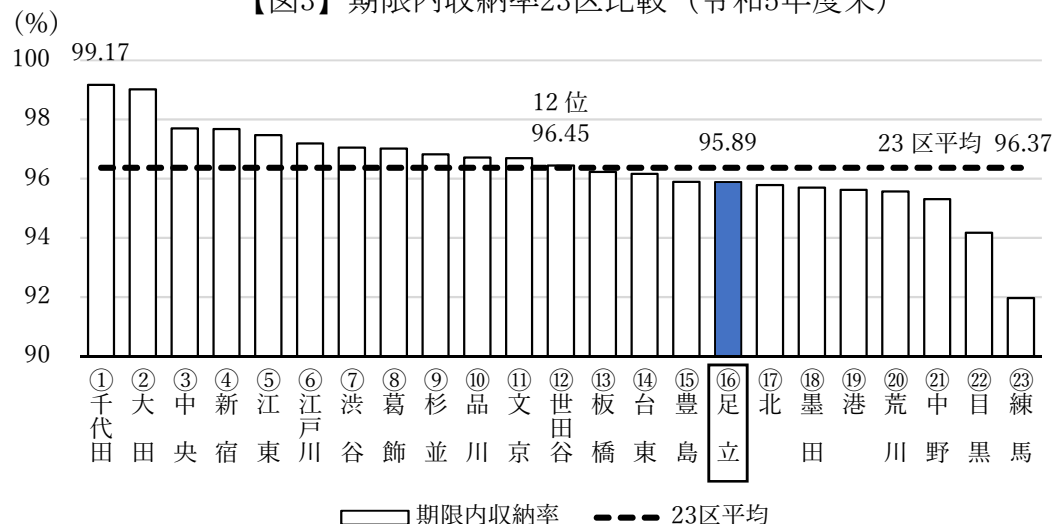
【図2】 収入額・総合収納率の推移（各年度末）



(3) 期限内収納率の順位は16位にとどまる

令和5年度末の期限内収納率は95.89%で23区中16位となっており、12位の96.45%とは0.56ポイント（税額換算で約2億7千万円）の差がある（図3）。

【図3】期限内収納率23区比較（令和5年度末）

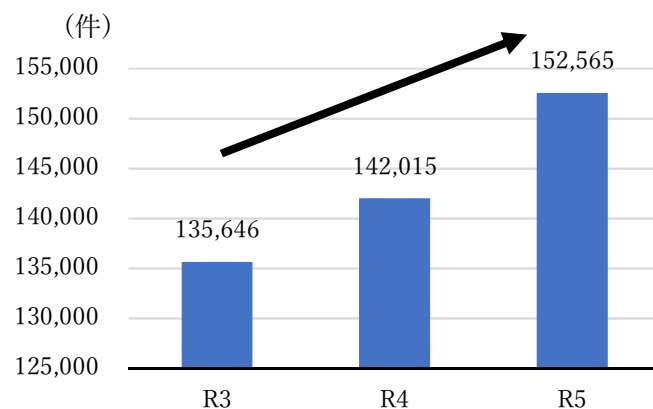


※ 期限内収納率とは、令和5年度に調定された額に対する納期限内に収納された額の割合。

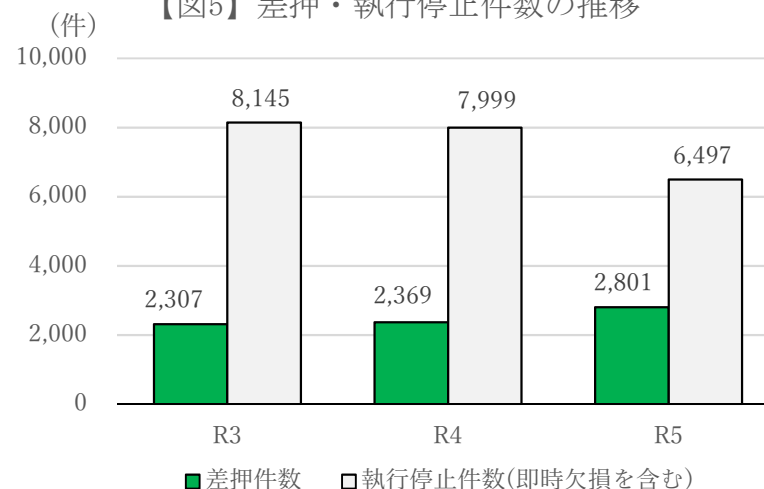
(4) 差押・執行停止件数は伸びていない

令和4年12月から財産調査に電子照会を導入したことにより調査件数は増加している（図4）が、増加件数に見合った差押え等の滞納整理が実施できていない（図5）。

【図4】財産調査件数の推移



【図5】差押・執行停止件数の推移



2 第四次滞納対策アクションプラン基本方針と成果指標

(1) 基本方針

ア 期限内収納率の向上

納期限前後の取組内容を明確にし、①納期を守ることの意識づけ、②わかりやすい情報発信、③納付しやすい環境整備を行い、期限内収納率を向上させることで翌年への滞納繰越分を縮減、より迅速に滞納繰越分を処理する滞納整理の好循環を構築する。

【主な取組】

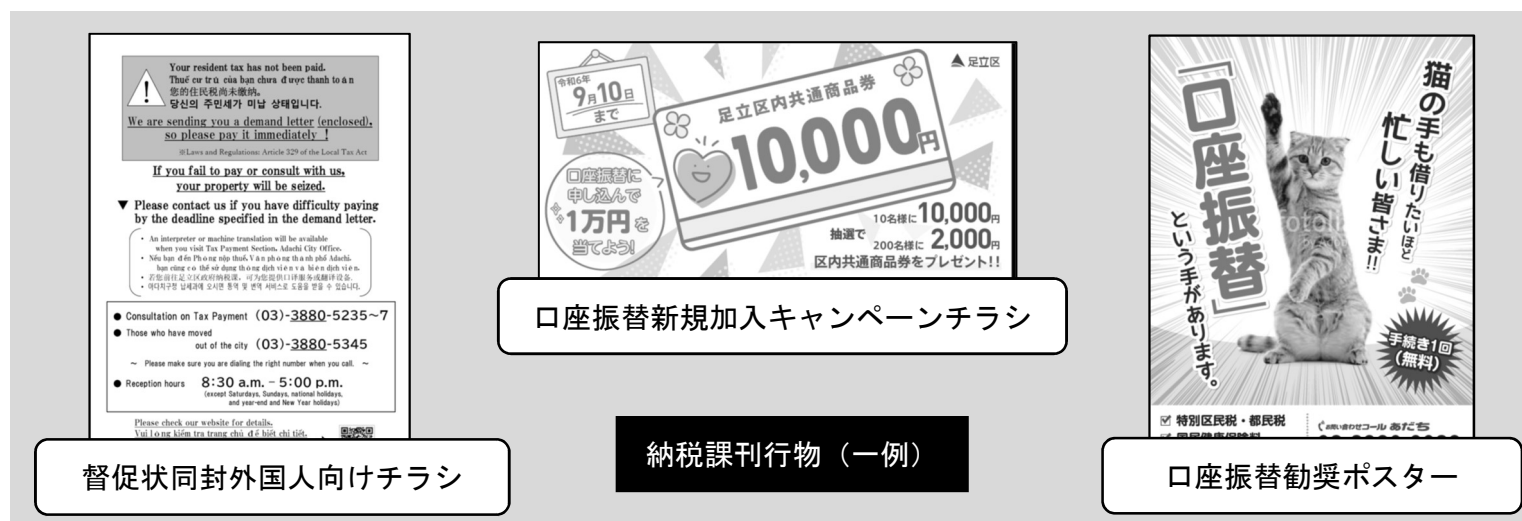
- ① 庁内・庁外との連携……6 ページ
- ② 外国人向け案内の実施……6 ページ
- ③ 口座振替・キャッシュレス決済の促進……7 ページ

イ 滞納整理の取組の見直し

滞納整理の取組を見直して、①滞納整理体制の強化、②滞納者の分析・優先処理の実施、③滞納整理の迅速化・効率化を図るとともに、滞納者個々の実情に応じた適正公平な滞納整理を実施する。

【主な取組】

- ① 実効性のあるグループ制の確立……7 ページ
- ② 滞納に関する情報の見える化……8 ページ
- ③ 督促発送の早期化……9 ページ



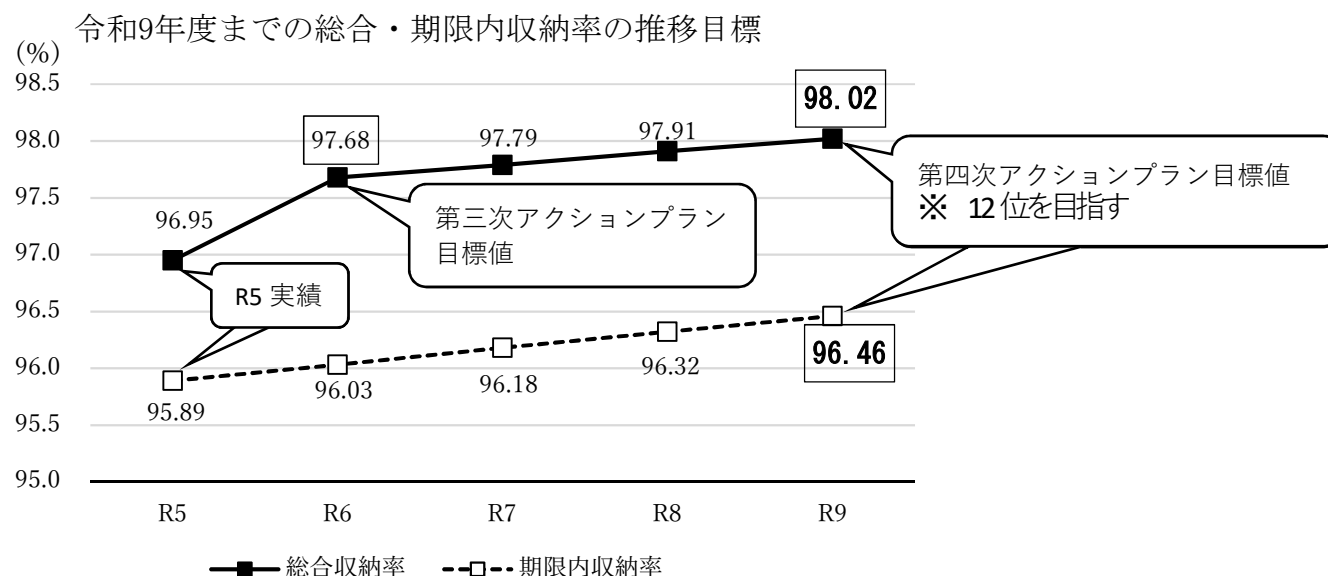
納税課刊行物（一例）

(2) 成果指標

ア 総合収納率を令和5年度末（令和6年5月末）の96.95%から1.07ポイント（税額換算で約5億4千万円）上昇させ、令和9年度末（令和10年5月末）は98.02%とし、総合順位を現在の23区中22位から12位を目指す（図6）。

（令和7年度末97.79%、令和8年度末97.91%）

イ 期限内収納率を令和5年度末（令和6年5月末）の95.89%から、0.57ポイント（税額換算で約2億8千万円）上昇させ、令和9年度末（令和10年5月末）は96.46%とする（図6）。



ウ 差押件数を令和5年度の2,801件/年から、令和7年度～9年度の各年度において3,000件/年に、停止件数を令和5年度の6,497件/年から、令和7年度～9年度の各年度において7,000件/年に増やす。

3 第三次と第四次アクションプランの全体像の比較

第三次（R4. 6～R7. 5）

基本方針	成果指標	取組	現状※
滞納者を納税者に、納税は期限内に、滞納を許さない足立区	総合 収納率 順位 1 2 位 97. 68%	徹底した財産調査	総合 収納率 順位 2 2 位 96. 95%
わかりやすい情報発信		積極的な執行停止	
納付しやすい環境整備		SMS 納付案内	
内部事務効率化と人材育成	現年分 順位 1 2 位 98. 87%	広報紙での案内	現年分 順位 2 3 位 98. 59%
		電子マネー拡充	
		口座振替キャンペーン拡充	
	滞納繰越分 順位 1 2 位 42. 45%	預貯金電子照会の導入	滞納繰越分 順位 1 0 位 40. 97 %
		グループ制の導入	

第四次（R7. 6～R10. 5）

基本方針	成果指標	取組	記載ページ
期限内収納率の向上	総合 収納率 96. 95% ↓ 98. 02%	庁内・庁外との連携	6ページ
		キャンペーンの実施	
		租税教室の開催	
滞納整理の取組の見直し	期限内 収納率 95. 89% ↓ 96. 46%	外国人向け案内の実施	7ページ
		SMS の活用	
		口座振替の促進	
	差押件数 3, 000件／年 停止件数 7, 000件／年	キャッシュレス決済の促進	8ページ
		実効性のあるグループ制の確立	
		係体制の変更	
		習熟度に合わせて研修	9ページ
		滞納に関する情報の見える化	
		R P A の活用	
		督促発送の早期化	
		徹底した財産調査	
		迅速な現状把握と処理方針の決定	

※ 令和5年度末（令和6年5月末）時点

凡例

新規の取組

強化する取組

継続する取組

基本方針と主な取組内容

基本方針		主な取組内容	年間活動目標
1 期限内収納率の向上	(1) 納期を守ることの意識づけ	① 庁内・庁外との連携 新規 ア 期限内納付を促す効果的なチラシやポスターを作成する。 イ 区外転出や国外転出などの機会を捉えて、納税を促すチラシを国民健康保険課、戸籍住民課等の関係課の協力を得て配付する。 ウ 税務協力団体等に対して、期限内納付の案内チラシの配付やポスター掲示を依頼する。 ② キャンペーンの実施 新規 毎年6月に期限内納付推進キャンペーンを実施 ア 懸垂幕 イ 庁用車マグネットの掲示 ウ 電車・バスの車内広告を検討 ③ 租税教室の開催 継続 税務機関、租税協力団体と連携し、小中学校・高校・大学向けの租税教室等を通じて、教育現場からの啓発に取り組む。	◆ 租税教室実施数 (年間) 小中学校 80 校 高校・大学 5 校
	(2) わかりやすい情報発信	① 外国人向け案内の実施 新規 ア 外国人に対して、伝わる工夫をこらした督促状や催告書等に同封するチラシやホームページを作成する(英語、中国語、韓国語、ベトナム語で対応)。 イ 外国人を雇用する事業者向けのホームページを作成する。 ② SMS の活用(納付案内センター) 強化 ア 納期限の案内 イ 残高不足で口座振替のできなかった区民に対する案内 ウ 督促状発送後に、追って督促状の送付を案内【新規実施】	◆ 外国人を雇用する 企業への訪問 年間 12 件

基本方針		主な取組内容	年間活動目標
1 期限内収納率の向上	(3) 納付しやすい環境整備	① 口座振替の促進 強化 ア 新規加入キャンペーンを実施 イ 広報やホームページ、デジタルサイネージ等で勧奨 ウ 電話による口座振替勧奨（納付案内センター）【新規実施】 ② キャッシュレス決済の促進 強化 ア 決済アプリの追加 イ eL-QR※の導入【新規実施】 ウ わかりやすい納付案内チラシの作成 ※eL-QR とは、地方税の支払いのために納付書に印刷された二次元コード（QRコード）のこと。QRコードをスマートフォンなどで読み取ることで支払いができる。	◆ 口座振替勧奨街頭キャンペーン 4回（6か所）
2 滞納整理の取組	(1) 滞納整理体制の強化	① 実効性のあるグループ制※の確立 新規 ア グループによる滞納整理をさらに実効性のあるものとするために、係長・グループ長・特別整理専門員（国税OB職員）・その他職員ごとに役割を明確化する。 イ グループ制の進行管理と処理方針を徹底。 ウ 特別整理専門員が各グループで実施されている差押・停止の処理内容を審査する。 ※徴収担当職員を4人～5人で1グループとし、8グループを編成。グループ長は、在籍年数2年以上の職員が務める（令和6年度）。	

基本方針		主な取組内容	年間活動目標										
2 滞納整理の取組		② 係体制の変更 新規 滞納整理担当係の事務分掌と係名称を変更する。 <table><tr><th>旧名称（旧事務分掌）</th><th>新名称（新事務分掌）</th></tr><tr><td>滞納整理第一係（主に東部・千住）</td><td>滞納整理第一係（主に東部）</td></tr><tr><td>滞納整理第二係（主に西部・区外）</td><td>滞納整理第二係（主に西部・区外）</td></tr><tr><td>特別整理第一係（高額滞納層※）</td><td>滞納整理第三係（主に千住）【変更】</td></tr><tr><td>特別整理第二係（特別徴収）</td><td>特別整理係（特別徴収）【変更】</td></tr></table> ※高額滞納層は、滞納整理第一係から三係で地域別に担当 ③ 習熟度に合わせた研修 強化 ア 初級者向け 法令に基づいた判断・処理ができるよう毎月の研修と実践的な研修を充実させる。 イ 中上級者向け【新規実施】 制度改正に伴う研修、都派遣研修及び自治大学校の研修への派遣を実施する。	旧名称（旧事務分掌）	新名称（新事務分掌）	滞納整理第一係（主に東部・千住）	滞納整理第一係（主に東部）	滞納整理第二係（主に西部・区外）	滞納整理第二係（主に西部・区外）	特別整理第一係（高額滞納層※）	滞納整理第三係（主に千住）【変更】	特別整理第二係（特別徴収）	特別整理係（特別徴収）【変更】	◆ 実践研修 臨戸 3回 ／新人・転入職員 搜索 2回 ／新人・転入職員 ◆ 新人・転入職員の滞納整理理解度 80% ※全研修終了後、本人と上司にアンケートを実施
	旧名称（旧事務分掌）	新名称（新事務分掌）											
滞納整理第一係（主に東部・千住）	滞納整理第一係（主に東部）												
滞納整理第二係（主に西部・区外）	滞納整理第二係（主に西部・区外）												
特別整理第一係（高額滞納層※）	滞納整理第三係（主に千住）【変更】												
特別整理第二係（特別徴収）	特別整理係（特別徴収）【変更】												
	（2）滞納者の分析・優先処理の実施	① 滞納に関する情報の見える化 継続 滞納者の傾向と特性の分析をもとにした一覧表を作成し、情報を見える化することで、滞納整理の対応優先順位（高額、滞納期間等）を判断し、効率的に滞納整理を行う。 ② RPA の活用 継続 財産調査電子照会の結果入力等に RPA を導入することにより、年間400時間を削減したが、さらに勤務先入力等を自動化することで、より効率化を図る。	◆ 作業時間の削減 600時間										

基本方針		主な取組内容	年間活動目標
2 滞納整理の取組	(3) 滞納整理の迅速化・効率化	① 督促発送の早期化 新規 年4回の督促状を前倒して発送する。 ア 課内作業の短縮により、納期限後31日から4日程度前倒し（令和7年度） イ 封入・封緘作業工程を見直し、短縮可能であれば更なる前倒し（令和8年度以降） ② 徹底した財産調査 継続 金融機関電子照会を活用することにより、一時に大量の調査を行い、滞納整理の着手の早期化を図る。 ③ 迅速な現状把握と処理方針の決定 継続 ア 出国者の現状把握の上、早期に停止処理を行う。 イ 管外転出者は、委託による遠隔地調査を活用し現状把握のうえ、処理方針を決定・実施する。	◆ 財産調査件数 155,000 件 ◆ 差押件数 3,000 件 ◆ 停止件数 7,000 件

第一次～第四次足立区滞納対策アクションプランの比較

参 考

第一次	第二次	第三次	第四次
平成28年6月～令和元年5月	～令和4年5月	～令和7年5月	～令和10年5月
【基本方針】	【基本方針】	【基本方針】	【基本方針】
1 肥大化した根雪の解消 2 適正所掌件数を上回った徴収環境 3 組織体制の見直しと職員のスキルアップ	1 現年課税分の収納率の低迷 2 求められる滞納繰越対策の充実 3 差押え等の実施と適正な執行停止・欠損の促進	1 滞納者を納税者に、納税は期限内に、滞納を許さない足立区 2 わかりやすい情報発信 3 納付しやすい環境整備 4 内部事務の効率化と人材の育成	1 納期を守ることの意識づけ 2 わかりやすい情報発信 3 納付しやすい環境整備 4 滞納整理体制の強化 5 滞納者の分析・優先処理の実施 6 滞納整理の迅速化・効率化
【成果】	【成果】	【成果】（R6年5月末途中経過）	【目標】
1 滞納繰越未済額の減少 - H28年5月末 22億円 → R1年5月末 7億円 2 最下位からの脱却（H30年5月 21位） 3 国税OB10名を採用し徴収環境を改善、組織体制の見直しと職員のスキルアップを実現	1 現年調定が伸びる中、未済額は減少 - R1年5月末 調定額 438億8千万円 → R3年5月末 462億4千万円 - 未済額 9億2千万円 → 8億4千万円 2 滞納繰越未済額は既に目標額を大きく下回る - 目標額 10億7千万円 → 5億円 3 コロナ禍の影響で総合順位は20位と伸びていないが、一定の成果を上げ合計収納率は目標達成 - 目標率 96.32% → 96.59%	1 総合順位は目標には及ばず、22位と低迷 - 目標率 98.01% → 96.95% - R4年5月末 調定額 472億1千万円 → R6年5月末 501億6千万円 - 未済額 14億4千万円 → 15億3千万円 2 現年分の収納額は目標を大きく上回る - 目標額 2億8千万円増 → 29億1千万円増 3 滞納繰越分の収納率は目標を下回る - 目標率 42.45% → 40.97%	1 総合順位を12位まで引き上げる（総合収納率を1.07ポイント（税額換算で5億4千万）上昇） 2 期限内収納率を96.46%まで引き上げる 3 差押件数を3,000件/年に、停止件数を7,000件/年に増やす
	【その他】	【その他】	
	・ 令和2年4月に区民部に特別収納対策課を創設 ・ 令和3年4月に納付案内センターの業務を特別収納対策課に移管	・ 令和5年12月から金融機関等照会を電子化 ・ 令和6年度から、グループ制の導入により目標・進捗管理を徹底	

あだちの特別区税 令和7年度実績概要

令和8年9月発行

発行：足立区

編集：足立区 区民部 課税課・納税課

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5111（代表）

ホームページ <https://www.city.adachi.tokyo.jp>



Go For 90th → 100th



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI